

令和5年3月 6日 開会

令和5年3月16日 閉会

令和5年第1回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

3月6日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
議第9号から議第11号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	6
議第12号から議第14号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	10
議第15号について（提案説明・質疑・委員会付託）	14
議第16号について（提案説明・質疑・委員会付託）	16
議第17号について（提案説明・質疑・委員会付託）	18
議第18号及び議第19号について（提案説明・質疑・委員会付託）	20
議第20号について（提案説明・質疑・委員会付託）	22
議第21号について（提案説明・質疑・委員会付託）	24
議第22号について（提案説明・質疑・委員会付託）	37
議第23号から議第29号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	39
議第30号について（提案説明・質疑・委員会付託）	62
議第31号及び議第32号について（提案説明・質疑・委員会付託）	63
散会	65
会議録署名議員	66

3月16日（木）

議事日程	67
議長及び出席議員	68

地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	68
職務のために出席した者	68
開議	69
会議録署名者決定	69
一般質問	69
5番 大平文雄議員	69
8番 岩田讓治議員	74
9番 山中美恵子議員	76
4番 坂 悟議員	81
2番 渡邊裕光議員	84
1番 石原英一議員	86
3番 傍嶋邦博議員	89
特別委員会報告	96
議会改革特別委員会	96
常任委員会報告	96
民生文教常任委員会	97
総務産建常任委員会	98
議第9号について（討論・採決）	99
議第10号について（討論・採決）	99
議第11号について（討論・採決）	99
議第12号について（討論・採決）	100
議第13号について（討論・採決）	100
議第14号について（討論・採決）	100
議第15号について（討論・採決）	101
議第16号について（討論・採決）	101
議第17号について（討論・採決）	101
議第18号について（討論・採決）	101
議第19号について（討論・採決）	102
議第20号について（討論・採決）	102
議第21号について（討論・採決）	102
議第22号について（討論・採決）	103

議第23号について（討論・採決）	103
議第24号について（討論・採決）	103
議第25号について（討論・採決）	103
議第26号について（討論・採決）	104
議第27号について（討論・採決）	104
議第28号について（討論・採決）	104
議第29号について（討論・採決）	105
議第30号について（討論・採決）	105
議第31号について（討論・採決）	105
議第32号について（討論・採決）	105
議第33号について（提案説明・質疑・討論・採決）	106
緊急質問	107
5番 大平文雄議員	107
閉会	110
会議録署名議員	111

令和5年3月6日（第1日）

議 事 日 程 (令和5年3月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第8号 工事請負契約の変更について
- 日程第4 議第9号 安八町個人情報保護法施行条例制定について
- 日程第5 議第10号 安八町個人情報保護審査会条例制定について
- 日程第6 議第11号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第7 議第12号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第13号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第14号 安八町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第15号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第16号 安八温泉保養センターの設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第17号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第18号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第19号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議第20号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議第21号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第17 議第22号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議第23号 令和5年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第19 議第24号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議第25号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議第26号 令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第22 議第27号 令和5年度安八郡安八町水道事業会計予算

- 日程第23 議第28号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
 日程第24 議第29号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
 日程第25 議第30号 指定管理者の指定について
 日程第26 議第31号 町道路線の廃止について
 日程第27 議第32号 町道路線の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 渡 邊 明 博

○出席議員（10名）

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 青 山 桂 子	調 整 監 水 谷 秀 平
会 計 管 理 者 吉 村 等	総 務 課 長 山 田 靖
企 画 調 整 課 長 大 平 共 美	福 祉 課 長 兼 安 八 温 泉 所 長 坂 和 由
建 設 課 長 河 合 一	学 校 教 育 課 長 小 林 洋 臣
生 涯 学 習 課 長 兼 ハートピア安八館長 今 村 厚 士	住 民 環 境 課 長 神 野 千 津
産 業 振 興 課 長 堀 康 信	税 務 課 長 梅 村 明 広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる
書 記 土 岐 寿 徳

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

天気も昨日までは大変寒い日がありましたが、今週からだんだん暖かくなるというようなふうに言っております。3月に入りますと、通常ですと園遊会が開かれて百梅園のほうも非常ににぎやかになるというのが、やっぱり一つの安八町の名所となっておりますというふうに思っております。その関係で、今年は園遊会のほうも中止になりましたが、今ちょうど梅の花がもう本当に咲いて、百梅園の来客の皆さんも大変来ていただいております、バスも来るといようなふう聞いております。もう今年の場合は、園遊会も中止になり、一部だけ特産加工のほうで販売をしておりますが、結構にぎやかになっているというふうに特産加工の皆さんからも聞いております。これも一つのイベントとして、これからの関係は第2類から第5類になったというような関係で、にぎやかになってくるのではないかなあとそう思いますし、そうしたものと行政側も思っていると思います。それでは、だんだん暖かくなってきておりますので、元気な議会にしていきたいというふうにも思っております。

それでは、ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回安八町議会定例会を開会いたします。

ただいまより本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、9番 山中美恵子君、1番 石原英一君に指名をいたします。

議長 日程第2、会期決定についてをお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの11日間にすることに決定しました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

堀町長。

町長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和5年第1回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙のところ御参集を賜り、誠にありがとうございます。

平素は町行政に対しまして、格別なる御理解、御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

定例会の開会に当たりまして、一言お礼を申し上げさせていただきます。

昨年12月の定例会におきまして、今期をもって退任させていただくことを表明いたしました。この3月定例会が最後の議会になると思いますが、今こうして壇上に立ちますと、この12年間に起きた様々な出来事が思い出され、万感の思いでございます。

議員各位には、3期12年にわたり、格別なる御高配を賜りましたことを誠にありがとうございました。この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。残り2か月余りの任期につきましては、町長職の総仕上げとして懸命に全うしてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件は、新年度予算の関係を中心に、請負契約の変更、条例関係、一般会計・特別会計補正予算など合わせて25議案になります。

新年度予算の基本的な考えにつきましては、後ほど説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

なお、それぞれの案件の提案説明につきましては、副町長、担当課長より御説明申し上げますので、十分御審議いただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は、簡単明瞭をお願いをいたします。

議長 日程第3、議第8号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第8号につきまして御説明申し上げます。

議第8号 工事請負契約の変更について。

令和4年6月6日に議決された議第35号 工事請負契約の締結（堅割寺家線道路改良工事【第1工区】【繰越】）について、次のとおり変更するものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、契約金額「8,800万円」を「8,979万3,000円」に変更する。

別冊の議案資料1ページをお願いいたします。

資料左上の表にまとめておりますが、主な変更内容、理由といたしまして、水路敷設に伴う掘削工事、仮設工において、近隣の住宅及び事業所への影響を考慮し、隣接している宅地周辺の地盤沈下やのり面崩壊を防止するため、鋼矢板を埋め殺しにしたことによる増額。

資料下部の平面図では、赤ラインの2か所でございます。

また、改良している道路の東側に面する自由勾配側溝、いわゆる可変側溝でございますが、こちらの基礎工を現場の状況に合わせて地盤改良工から基礎砕石工へ変更したことによる減額など、差引きをいたしまして179万3,000円の増額となりました。

つきましては、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 議第8号について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案のとおり可決しました。

議長 それでは、日程第4、議第9号から日程第27、議第32号までを逐条上程後提案説明を受け、総括質疑のみを行います。

日程第4、議第9号 安八町個人情報保護法施行条例制定について、日程第5、議第10号 安八町個人情報保護審査会条例制定について、日程第6、議第11号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての3議案を一括議題といたします。

これら3件の提案説明を行います。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の3ページをお願いいたします。

議第9号につきまして、御説明申し上げます。

議第9号 安八町個人情報保護法施行条例制定について。

安八町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、新個人情報保護法が令和5年4月1日から施行されることに伴い、必要となる手数料や審査会に係る規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町個人情報保護法施行条例。

以下は、条例本文でございます。

内容につきましては、この議案書を御覧いただきながら、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町個人情報保護法施行条例の概要であります。

主な制定内容として、第1条は、本条例の趣旨を規定しております。新個人情報保護法の施行に当たり、地方公共団体として必要な事項を定めるものであります。

第2条関係は、第1項においてこの条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものであります。

次に、第2項において、この条例における実施機関に含まれる機関を定義するものであります。なお、議会につきましては、これまで町長部局等と同

様に実施機関に含まれておりましたが、安八町議会の個人情報の保護に関する条例のとおり、今後は独立した機関として個人情報を取り扱うこととなります。

第3条は、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始、変更及び廃止する際に必要となる手続について規定しております。

第4条は、個人情報の開示請求に係る手数料について規定しております。開示請求は無料であります。開示された文書の写しや、及び郵送に係る費用は実費負担となります。ただし、生活保護受給者等特別な事情がある場合には、実費についても減免することを規定しております。

議案書を1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

第5条は、個人情報の取扱いについて、審議、調査等をする必要がある場合において、安八町個人情報保護審査会条例第1条に規定される安八町個人情報保護審査会への諮問について規定しております。

第6条は、条例施行に必要な事項について、規則委任することを規定しております。

議案書の本文、6ページをお願いいたします。

附則となります。

第1条は、施行期日を規定しております。この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2条は、これまでの安八町個人情報保護条例（平成17年安八町条例第2号）は廃止いたします。

第3条におきましては、経過措置を規定しております。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。

議第10号につきまして、御説明申し上げます。

議第10号 安八町個人情報保護審査会条例制定について。

安八町個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、新個人情報保護法が令和5年4月1日から施行されることに伴い、現在、安八町個人情報保護審査会規則（平成17年安八町規則第21号）で規定されている同審査会に関する規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町個人情報保護審査会条例。

以下は、条例本文でございます。

内容につきましては、この議案書を御覧いただきながら、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町個人情報保護審査会条例の概要であります。

主な制定内容といたしまして、第1条は、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するための機関として審査会を置くことを規定しております。

第2条は、第1項において審査会が行う事務について規定しております。

次に、第2項においては、審査会は諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならないと規定しております。

第3条は、審査会を構成する委員の数について規定しており、審査会は委員5人以内をもって組織いたします。

次に、第4条は、審査会委員の任期につきましては2年とすることや秘密保持義務等の規定について規定しております。

次に、第5条は、審査会が調査、審議をするのに必要な事項について、関係機関等への意見聴取を行えることを規定しております。

議案書を1枚はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

次に、第6条は、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則委任することを規定しております。

議案書の本文、12ページをお願いいたします。

附則となります。

第1項は、施行期日を規定しております。この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次の第2項、第3項は、経過措置を規定しております。

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。

議第11号につきまして御説明いたします。

議第11号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、新個人情報保護法が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

以下は、第1条から第3条まで、関係条例の改正本文であります。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の7ページをお願いいたします。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

まず、第1条関係は、安八町自治基本条例新旧対照表であります。右列が改正後となります。

これまで地方公共団体における個人情報保護に関する所管は地方公共団体が行っており、法令等についても各地方公共団体が独自に条例等を制定し、運用してまいりました。国の機関や民間事業者なども地方公共団体と同様にそれぞれの法令や条例で運用されてまいりました。今回、個人情報保護制度の見直し、法改正によりまして、令和5年4月1日以降は、所管については全ての関係機関は国の機関であります個人情報保護委員会が担うこととなり、法令等についても改正保護法に統一、一元化されることとなります。

そこで、第16条の会議公開の原則、次の第17条、個人情報の保護における規定中の根拠法令が先ほどの議第9号の安八町個人情報保護法施行条例の附則第2条の規定によりまして、現行の安八町個人情報保護条例は廃止となります。よって、令和5年4月1日から根拠法令となる法律と条例が上位法の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び安八町個人情報保護審査会条例の規定に準拠する形となりますので、改正するものであります。

続きまして、第2条関係でございます。

安八町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例新旧対照表であります。右列が改正後となります。

第4条第5項の改正は、先ほどの議第10号の安八町個人情報保護審査会条例の第1条の規定により、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、安八町個人情報保護審査会が設置されることとなりますので、規定

中に審査会を加えるものであります。

続きまして、第3条関係は、安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表であります。右列が改正後となります。

議案資料を1枚はねていただきまして、9ページをお願いいたします。

9ページの改正前の上から5番目に個人情報保護審議会委員、日額5,000円の規定は、今回の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い削らせていただきます。

議案書の本文、15ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、議第9号、議第10号、議第11号の条例関係につきまして、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明をいただきました議第9号から議第11号までの総括質疑を行います。

質疑はよろしいですか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第9号から議第11号までは、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第9号から議第11号までは会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第12号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議第13号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議第14号 安八町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての3議案を一括議題といたします。

これらの3件の提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書の17ページをお願いいたします。

議第12号につきまして、説明申し上げます。

議第12号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、19ページをお願いします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。

内容につきまして、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の11ページを御覧ください。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

この条例は、家庭的保育や小規模保育、また事業所内保育などに関してその設備や運営に関する基準について定めるものでございます。

町内に該当する施設はございませんが、基準省令等の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容についてでございます。

第7条の2、安全計画の策定等については、子供の安全確保を図る観点から安全計画を策定し、職員への周知や研修、訓練の定期的実施、また保護者への周知などについて新たに規定を加えるものでございます。

続いて、第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認については、ブザーなど装置を備え、乗降時の児童の所在確認を義務づける規定を新たに加

えるものでございます。

続いて、1枚はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

第10条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準では、保育所における保育と児童発達支援における支援を一体的に実施する場合、保育に支障のない場合に限り、設備や人員を共有できることとする、いわゆる基準の緩和について所要の改正を行うものでございます。

続いて、第13条、懲戒に係る権限の濫用禁止については、児童福祉法で親権者が子に対する懲戒権の規定を削り、新たに子の人格の尊重等に関する規定を設ける改正がなされました。よって、本条例で引用している懲戒に関する権限の濫用禁止規定を削除するものでございます。

続きまして、第14条、衛生管理等では、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するため、所要の改正を行うものでございます。

議案書の20ページに戻っていただきまして、附則の第1項、施行期日。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、第13条の懲戒の改正規定については、公布の日から施行するものでございます。

第2項、経過措置。改正後の第7条の3第2項のバスのブザー等の設置規定につきましては、事情があるときは令和6年3月31日まで設置しないことができる経過措置を設けるものでございます。

続きまして、議案書のほうは21ページをお願いいたします。

議第13号につきまして、説明申し上げます。

議第13号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、23ページをお願いいたします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の13ページをお願いします。

条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

本条例は、幼稚園や認定こども園、小規模保育、事業所内保育等の運営に関して、その基準を定めるものでございます。

改正内容でございますが、第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止について。児童福祉法で、親権者が子に対する懲戒権の規定が削除され、新たに子の人格の尊重に関する規定が設けられる改正がなされました。よって、本条例で準用しております懲戒に関する権限の濫用禁止規定を削除するものでございます。

議案書の23ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の25ページをお願いいたします。

議第14号につきまして、説明申し上げます。

議第14号 安八町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について。

安八町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、27ページをお願いいたします。

安八町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

安八町子ども・子育て会議条例（平成25年安八町条例第19号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の15ページを御覧ください。

安八町子ども・子育て会議条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て会議を設置して事業計画の策定や各種施策について協議・検討するということを規定する条例でございます。

改正の内容についてでございます。

本年4月、こども家庭庁の設置に伴い、国の子ども・子育て会議が廃止され、その機能はこども家庭審議会に移管されます。このことにより、法律において定める子ども・子育て会議に係る5つの条文が削られ、以降5条ずつ条文が繰り上がります。よって、本町の条例第1条及び第2条で引用する法律の条文を改めるため、このたび所要の改正を行うものでございます。

議案書の27ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第12号、第13号、第14号の説明を終わります。御審議賜りますようお願いをいたします。

議 長 議第12号から議第14号までの総括質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑なしということでございますので、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第12号から議第14号までは、会期内の民生文教常任委員会で審査いただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号から議第14号までは会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第10、議第15号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書の29ページをお願いします。

議第15号につきまして、説明申し上げます。

議第15号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例制定について。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございます。森部こども園、牧こども園、南條こども園の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、31ページをお願いいたします。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年安八町条例第20号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の17ページを御覧ください。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

こども園の統合により、今年度をもって廃止となる森部こども園、牧こども園、南條こども園を条例第2条の表から削るものでございます。

第3条につきましては、こども園における事業を規定しておりますが、森部、牧、南條の3園の廃止に伴い、第2号の延長保育事業及び第3号の一時保育事業について、規定から削除するものでございます。

議案書の31ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 議第15号の総括質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第15号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は会期内の民生文教常任委員

会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第11、議第16号 安八温泉保養センターの設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書の33ページをお願いいたします。

議第16号につきまして、説明申し上げます。

議第16号 安八温泉保養センターの設置に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八温泉保養センターの設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございます。安八温泉保養センターの効率的な運営と適切公平な受益者負担を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、35ページをお願いいたします。

安八温泉保養センターの設置に関する条例の一部を改正する条例。

安八温泉保養センターの設置に関する条例（平成2年安八町条例第16号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の19ページをお願いいたします。

安八温泉保養センターの設置に関する条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

この条例は、町民の健康増進及び福祉の向上を資することを目的として定められた条例でございます。

改正の趣旨といたしましては、温泉を利用する人が受益するものについては、本人が費用を負担するという受益者負担の原則により、無料をなくして有料とするため、本条例を改正するものでございます。

改正の内容についてでございます。

第4条の使用料において、第2項の安八町に住所を有する者につきまして

は、75歳以上の者、身体障害者手帳等を所持する者、また生活保護世帯の方などについて「無料」としているものを改正後は「100円」に改めるものでございます。

次に、最下段の別表を御覧ください。

料金表でございます。

改正前は、町内・町外に関わらず、1人1回大人300円、子供100円としていたものを、改正後は、本町に住所を有する者と有しない者とに分け、本町に住所を有しない者については大人500円、子供200円に改めるものでございます。

議案書の35ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は周知期間を必要とするため、令和5年6月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議 長 今ここに子供300円となっているんやけど、どちらが……。今200円と言ったやろう。訂正するんやったら、今言っていた方がいいが。今、300円のところを200円と説明していたので。

福祉課長兼安八温泉所長 大変失礼しました。

日程表は35ページ、議案資料は19ページ、それぞれについてでございます。

入館料の本町に住所を有しない者の子供の料金300円と記載してございますけれども、200円の誤りでございます。200円が正しい数字でございます。

議 長 今説明がありましたのは、議案資料19ページと定例会日程表のところの35ページの入館料の表の中の本町に住所を有しない者のところで、300円と記載をしてあります。これが200円ということという説明されたとおりで、記載間違いということに、そういうことでよかったですね。

福祉課長兼安八温泉所長 はい、大変失礼しました。

議 長 ちょうど時間もありますので、午前中の休憩を取りたいと思いますので、ここで10分間、ちょうど11時まで暫時休憩といたします。

(午前10時48分 休憩)

(午前11時01分 再開)

議 長 それでは再開をいたします。

先ほど説明をいただきました案件につきましては、小学生1年生から中

学生3年生まで200円ということで、ちょっと書き足ししていただきたいと
思います。300円を200円に訂正をお願いいたします。

〔「議事録はいいんですか、ここにある議事録は」の声あり〕

議 長 それで、議事録のほうへは200円ということで、議事録のほうをお願いを、
ここで議員の皆さんにも執行部のほうも300円を200円に変えていただくとい
うことで……。

〔「議事録のほうがしっかりしておればいいですよ」の声あり〕

議 長 そういうふうをお願いをします。

じゃあ、議事録のほうも200円ということで変えておいてください。

ただいま説明をいただきました案件について、議第16号の総括質疑を行
います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第16号は、会期内の民生文教常任委員
会で審査していただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は会期内の民生文教常任委員
会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第12、議第17号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津君。

住民環境課長 それでは、議第17号につきまして御説明申し上げます。

議案書37ページを御覧ください。

議第17号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するも
のとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362

号)の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、39ページをお願いします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例(昭和34年安八町条例第2号)の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

今回の改正は3点あります。

1点目は出産育児一時金の引上げ、2点目は保険料のうち後期高齢者支援分について、後期高齢者支援金等賦課限度額を「20万円」から「22万円」に増額する改正、3点目は保険料軽減判定所得の改正でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明いたしますので、議案資料の21ページを御覧ください。

安八町国民健康保険条例新旧対照表でございます。左半分は改正前、右半分は改正後となっております。

第5条の2では、出産育児一時金について「40万8,000円」を8万円引き上げ「48万8,000円」に改正いたします。産科医療補償制度の掛金分1万2,000円を含めると、一時金の支給額が50万円になります。

続きまして、第13条の6の12では、後期高齢者支援金等賦課限度額について「20万円」を「22万円」に引き上げます。

次に、第17条は、低所得者の保険料の減額規定でございます。

第1項2号中、低所得者に対する保険料の軽減判定所得の基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を「28万5,000円」から「29万円」に、22ページの3号中、2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を「52万円」から「53万5,000円」に引き上げるものでございます。

次に、同条3項中、「20万円」を「22万円」に改めます。

第22条の3は、特例対象被保険者等に係る届出の規定でございます。

23ページを御覧ください。

「雇用保険受給資格証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を新たに追加するものでございます。

議案書39ページ末尾に戻っていただきまして、附則でございます。

第1条、施行期日です。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条、経過措置として、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の2の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

第3条、この条例による改正後の第13条の6の12及び第17条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 議第17号の総括質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第17号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第13、議第18号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について、日程第14、議第19号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題といたします。

この2件の提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の41ページをお願いいたします。

議第18号及び議第19号の2議案につきまして御説明申し上げます。

議第18号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について。

安八町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制

度)が令和5年10月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

43ページをお願いいたします。

安八町下水道条例の一部を改正する条例。

安八町下水道条例(平成8年安八町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中、「10円未満」を「1円未満」に改める。

附則といたしまして、この条例は、令和5年10月1日から施行する。

続きまして、45ページをお願いいたします。

議第19号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について。

安八町水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明につきましては、さきの議第18号と同文でございます。

47ページをお願いいたします。

安八町水道給水条例の一部を改正する条例。

安八町水道給水条例(平成10年安八町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第23条中、「10円未満」を「1円未満」に改める。

附則といたしまして、この条例は、令和5年10月1日から施行するものでございます。

ただいま御説明申し上げました2議案につきましては、下水道使用料と水道料金の消費税等の額を算出する際に、従来は10円未満の端数を切り捨てておりましたが、インボイス制度の施行により、消費税等の額を正確かつ的確に算出する必要があり、1円未満の端数を切り捨てることになるため、2条例の一部改正をお願いするものでございます。

別冊の議案資料25ページ及び27ページの条例新旧対照表も照らし合わせの上、この2議案につきまして御審議をいただきますようよろしく願いをいたします。

議長 議第18号及び議第19号の総括質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第18号、議第19号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号、議第19号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第15、議第20号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長 小林洋臣君。

学校教育課長 議案書の49ページをお願いいたします。

議第20号につきまして、御説明申し上げます。

議第20号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、51ページをお願いいたします。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第12号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

内容につきまして、別冊の議案資料にて御説明申し上げます。

議案資料の29ページを御覧ください。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

この条例は、児童福祉施設において安全計画を策定するなどを義務づける規定を新設するものでございます。

改正の内容についてでございます。

第6条の2、安全計画の策定等については、放課後児童クラブ利用者の安全の確保を図るため、安全計画として設備の安全点検、職員、利用者等に対する放課後児童クラブ外での活動、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練そのほか放課後児童クラブにおける安全に関する事項についての計画を策定し、職員への周知や訓練の定期的実施、また保護者への周知などについて規定を加えるものでございます。

続いて、第6条の3、放課後児童健全育成事業者は、自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に点呼その他の利用者の所在を確実に把握するよう義務づける規定を新たに加えるものでございます。

続いて、第12条の2、業務継続計画の策定等については、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続するための業務継続計画を策定し、職員に対し周知や訓練を定期的実施し、業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて変更を行うよう義務づける規定を新たに加えるものでございます。

続きまして、第13条、衛生管理等については、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して研修並びに感染症の予防及び訓練を定期的実施するよう義務づける規定を新たに加えるものでございます。

議案書の52ページにお戻りいただきまして、附則としまして、施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置、改正後の条例第6条の2の規定の適用については、令和6年3月31日までの間、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

以上、議第20号につきまして御審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

議 長 議第20号の総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第20号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第16、議第21号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

順次提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の53ページをお願いいたします。

議第21号につきまして、御説明申し上げます。

議第21号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,637万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を69億2,560万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円

であります。

55ページは歳入、56ページ、57ページは歳出であります。

いずれも補正前の額69億8,197万2,000円から5,637万2,000円を減額し、69億2,560万円とするものであります。

1枚はねていただきまして、58ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。単位は1,000円であります。

今回の補正予算等に伴い、繰越明許費に係る事業が全部で8事業ございます。いずれの事業におきましても、年度内完了が困難なため、次年度に繰越しをお願いするものであります。

款、総務費、項、総務管理費、事業名、本庁舎管理経費560万円は、庁舎耐震補強改修工事に係ります管理業務を行う経費であります。

次の段、事業名、総合計画策定経費1,341万2,000円は、安八町第六次総合計画を新計画移行期間として、現計画を暫定的に継続させていただきます。よって、令和4年度で策定予定をしておりました第六次総合計画策定業務委託につきまして、一部繰越しをするものであります。

次の段、項、戸籍住民基本台帳費、事業名、あんぱちマイナポイント事業5,800万円は、本事業に係ります国の補助金、コロナ交付金が繰越しできることになりましたので、実施時期は未定であります。本事業を次年度へ繰り越すものであります。

次の段、款、農林水産業費、項、農業費、事業名、町単土地改良事業1,944万5,000円には、4つの事業があります。1つ目は、町内1路線、牧地内の三十六剋十八町2号線の道路改良に係る測量設計業務委託に678万5,000円。2つ目は、現在揖斐川以東用水のパイプライン化事業が県事業として行われております。同事業の終了後から町で行う予定の氷取地内の善光方幹線の防草シート設置工に係る事業費401万5,000円。3つ目は、大野、南條地内の側溝敷設工事に係る事業費632万1,000円。4つ目は、県道大垣江南線の整備に伴い、北今ヶ渚ノ戸地内の町道天白4号線の道路改良事業に係る用地補償費232万4,000円をそれぞれ繰越しするものであります。

次に、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業3,660万円には2つの事業がございます。1つ目は、町内1路線、牧地内の附砂10号線の道路改良に伴う測量設計業務委託に1,800万円。2つ目は、町

内1路線の外善光地内の附砂山田1号線の道路改良工事費に1,860万円をそれぞれ繰越しするものであります。

次の段、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業4,700万円は、中地内における堅割寺家線第2工区に係る道路改良工事費に4,700万円を繰越しするものであります。

次の段、款項ともに消防費、事業名、防災事務経費1億6,600万円には2つの事業があります。1つ目は、防災行政無線デジタル化工事で防災行政無線（同報系）の戸別受信機の更新と屋外スピーカー1か所増設に係る事業費に1億4,600万円、2つ目は名神高速道路の盛土のり面を利用した一時避難場所設置工事や南條地内の消防車庫南側にあります旧南條保育園の老朽化対策に係る避難所等設備整備の事業費を含めました2,000万円をそれぞれ繰り越すものであります。

最後となりますが、款、教育費、項、保健体育費、事業名、給食センター管理経費1,605万7,000円は、給食センターの改修工事につきまして、工期が2か月かかり、次年度の夏休み期間中に工事を施工する予定であるため、管理委託83万9,000円と工事請負費1,521万8,000円をそれぞれ繰越しするものであります。

続きまして、59ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。単位は1,000円であります。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。

今回、1段目の公共事業等債の限度額を550万円増額し、7,750万円とします。これは、国の第2次補正予算、通学路緊急対策の補助事業採択によりまして増額するものであります。

次に、補正前の2段目の地方道路整備事業債の限度額を900万円減額とし、補正後の2段目の一般単独事業債の限度額を750万円増額とします。これは、財務事務所との協議の結果、財源調整を行うものであります。

以上のことから、地方債合計を5億250万円とするものであります。

1枚はねていただきまして、60ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入であります。単位は1,000円であります。

特定財源につきましては、歳出で御説明させていただきます。

2枚はねていただきまして、64ページをお願いいたします。

3の歳出であります。単位は1,000円であります。

歳出のうち、まず人件費関係の減額につきまして御説明申し上げます。

歳出のうち、64ページ以降の、1枚はねていただきまして、66ページの下段から67ページ上段までの款、民生費、項、児童福祉費のこども園事務経費、それから67ページの下段から68ページ上段までの款、衛生費、項、保健衛生費の保健センター事務経費並びに予防接種経費、また1枚はねていただきまして、70ページ中段の款、土木費、項、土木管理費の土木総務事務経費、71ページ下段から72ページ上段までの款、教育費、項、教育総務費の事務局事務経費、最後の73ページ下段の款、教育費、項、保健体育費の給食センター事務管理経費までの節区分1番の報酬、2番の給料、3番の職員手当等の期末勤勉手当、4番の共済費の共済組合負担金や社会保険料等、8番の旅費の人件費関係につきましては、正職員の育休や退職、また会計年度任用職員の欠員等により総額2,720万円の減額をお願いするものであります。

これ以降の御説明は省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

64ページに戻っていただきたいと思っております。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の1,306万3,000円であります。こちらの補正予算には、総務課分と住民環境課分の事業予算が含まれておりますので、よろしくをお願いいたします。

財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、減額の360万4,000円はコロナ交付金であります。この財源につきましては、地域活性化クーポン券事業に充当しております。

今回の補正予算における総務課分といたしまして、説明欄の順番で御説明いたしますと、地区行政執行経費12万円であります。節区分18番の負担金、補助及び交付金の補助金、減額の758万円のうち、総務課分といたしまして、今回北今ヶ淵地区の公民館の玄関手すりや段差解消のための改修工事に係る地区集会所設置補助金で増額、12万円を計上しております。

次に、事業を1つ飛んでいただき、空き家対策推進事業、減額の210万円は、節区分12番の委託料の業務委託、減額の327万9,000円のうち、総務課分といたしまして減額の210万円が空き家対策計画策定業務委託の入札差金で

あります。

次に、地域活性化クーポン券事業であります。いわゆる昨年の10月1日から始まりました安八あいあいクーポン券事業であります。減額の360万4,000円は、節区分10番の需用費の印刷製本費、減額の21万7,000円は、クーポン券等を印刷するための印刷製本費の不用額を減額するものであります。

次に、11番の役務費の通信運搬費、減額の198万7,000円は、クーポン券を各世帯に発送のための郵送料の不用額を減額するものであります。

次に、1つ飛んでいただき、18番の負担金、補助及び交付金の補助金、減額の758万円のうち、総務課分として減額の140万円は、安八あいあいクーポン券事業が令和5年1月末でもって終了しましたので、その補助金の不用額を減額するものであります。最終的な換金状況でございますが、換金累計が8,306万7,000円、使用枚数といたしまして1枚当たり500円券であります。16万6,134枚、使用率が98.17%でありました。

次に、目、情報管理費、補正額、減額の2,000万円であります。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、減額の2,000万円はコロナ交付金であります。節区分、委託料の業務委託費、減額の2,000万円はコロナ感染症対策として公共施設の予約を可能とする施設予約システムを構築するために、昨年9月議会の一般会計補正予算（第3号）で予算措置をさせていただきました。しかしながら、補正予算措置後に岐阜県より県内の市町村に対しまして、施設予約システムを共同調達するか否かの意向確認が行われました。そこで、安八町は参加する意向であるため、今後令和5年度に施設予約システムの構築等を行いまして、令和6年度にシステム稼働予定に向けて検討を進めるため減額をするものであります。

1つ飛んでいただきまして、目の財政調整基金費、補正額、増額の3,556万円あります。今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積立てを行うものであります。

続きまして、65ページをお願いいたします。

65ページの中段、項、選挙費、目、参議院議員選挙費、補正額、減額の44万9,000円あります。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、増額の27万5,000円は、コロナ交付金で、昨年7月10日に行われました参議院議員選挙におけるコロナ対策事業に係る財源内訳の変更を行うものであり

ます。

次に、県支出金、減額の95万円は、参議院議員選挙費委託金であります。節区分1番の報酬から17番の備品購入費まで、参議院議員選挙に係る事務経費の不用額を減額するものであります。

3枚はねていただきまして、71ページをお願いいたします。

71ページの中段、款項とも消防費、目、非常備消防費、補正額、減額の160万円であります。節区分の旅費、減額の60万円は、コロナ禍における消防団員の各種訓練の中止により費用弁償を減額するものであります。次に、負担金、補助及び交付金の交付金の交付金、減額の100万円は、こちらもコロナ禍における女性防火クラブ員の各種訓練の中止により、女性防火クラブ訓練交付金を減額するものであります。

次に、目、災害対策費、補正額、増額の400万円であります。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、増額の176万1,000円であります。その内訳といたしまして、コロナ交付金を活用しました防災備蓄品整備事業に係る事業費の確定により23万9,000円の減額と、それから国から追加内示をいただきましたので、社会資本整備総合交付金で増額の200万円であります。節区分、委託料の設計委託、増額の100万円は、南條消防車庫に隣接いたします旧南條保育園の敷地内にあります敷地に防災倉庫等を設置するための設計委託を計上するものであります。次に、工事請負費300万円であります。これは、中日本高速道路株式会社が管理いたします名神高速道路の盛土のり面を利用した一時避難場所設置工事費等をお願いするものであります。

議長 続きまして、住民課長 神野千津君。

住民環境課長 64ページに戻ってください。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の1,306万3,000円のうち、コミュニティバス運行経費に係る補正として、減額の747万9,000円は、節区分、委託料の業務委託で安八温泉の入館時間の変更に伴い、コミュニティバスの第9便を運行したことによる減額117万9,000円と、負担金、補助及び交付金の補助金、減額630万円は、地域間幹線系統の民間バス路線に係る補助金の額確定に伴う減額でございます。

続きまして、最下段、項目ともに戸籍住民基本台帳費で、予算額の変更はございません。戸籍住民基本台帳事務経費とあんぱちマイナポイント事業に

において、特定財源、国庫支出金、コロナ交付金が1,369万7,000円減額となるため、一般財源を1,369万7,000円増額する財源内訳の変更でございます。

68ページをお願いします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、環境衛生費、補正額、減額の375万6,000円。財源内訳として、特定財源、県支出金、減額375万6,000円は、太陽光発電設備等設置費補助金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額375万6,000円は、環境保全推進経費の太陽光発電設備等設置費補助金の額確定によるものでございます。

続きまして、項、清掃費、目、塵芥処理費、補正額、減額の250万円。全て一般財源でございます。節区分、需用費の消耗品費、減額の100万円はごみ減量化・リサイクル推進経費のごみ袋の入札差金でございます。委託料の業務委託、減額の150万円はごみ収集車の委託回数の減による塵芥処理管理経費でございます。

以上、住民環境課分でございます。

議長 続きまして、企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、企画調整課分でございます。

64ページへ戻っていただきまして、中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、減額の180万円。財源内訳といたしまして、特定財源、県支出金、減額の171万7,000円。内訳といたしましては、移住支援事業補助金、減額の150万円、岐阜県空き家総合整備事業費補助金、減額の21万7,000円でございます。節区分、委託料の業務委託、増額の70万円。内訳といたしましては、事業名、総合計画策定経費、減額の90万円。事業名、むすぶテラス管理運営経費、増額の160万円。内容といたしまして、総合計画策定経費につきましては、入札差金による減額補正をお願いするものでございます。むすぶテラス管理運営経費につきましては、昨今の原油価格の高騰により光熱費等の増額補正をお願いするものでございます。

節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の250万円。内訳といたしまして、定住促進住宅取得助成金、減額の50万円。移住支援補助金、減額の200万円、事業名、地方創生事業。内容といたしましては、定住促進住宅取得助成金は、申請件数の確定に伴い減額補正をお願いするものでございま

す。移住支援補助金につきましては、申請がなかったため、減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、69ページ下段をお願いいたします。

款項とも商工費、目、商工総務費、補正額、増額の191万6,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金191万5,000円はコロナ交付金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金で、増額の191万6,000円、事業名、商工総務事務経費。岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の第9弾、10弾の負担金の額の確定に伴い増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、71ページの上段をお願いいたします。

款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費、補正額、減額の141万9,000円のうち、企画調整課分40万円でございます。節区分、委託料、業務委託、減額の40万円、事業名、都市計画事務経費。内容といたしましては、都市計画基礎調査業務委託の入札差金による減額補正をお願いするものでございます。

議長 福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 福祉課分でございます。

資料は、3枚戻っていただきまして、65ページをお願いします。

65ページの下段でございます。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の327万8,000円。財源内訳の特定財源のうち国庫支出金、減額の45万8,000円の内訳は、国民健康保険保険基盤安定負担金、減額51万4,000円と、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金5万6,000円を合わせたものでございます。県支出金の減額95万9,000円の内訳は、国民健康保険保険基盤安定負担金年額98万7,000円と、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金2万8,000円を合わせたものでございます。これは、国民健康保険特別会計への繰出金経費で、節区分の繰出金は事業費の確定による不用額を減額するものでございます。

続きまして、1枚はねて、66ページをお願いします。

目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の770万1,000円。財源内訳の特定財源のうち、国庫支出金375万円及び県支出金の187万5,000円は、ともに障

害者自立支援給付費負担金で、国2分の1、県4分の1でございます。心身障がい者福祉に係る事務経費でございますが、節区分の扶助費750万円は共同生活援助給付費、グループホームでございますが、利用者の増加により不足額を補正するものでございます。償還金、利子及び割引料の20万1,000円は、令和3年度の精算確定による国への返還金でございます。

続きまして、目、地域包括支援センター費、補正額、減額の200万円。財源内訳の特定財源のうち、その他の繰入金はふるさと基金繰入金でございます。地域自立支援事業として、節区分の委託料の業務委託、減額200万円は、福祉タクシーの利用件数が当初より減少する見込みのため、不用額を減額するものでございます。

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、増額の500万円。財源内訳の特定財源はございません。子育て支援事業として、節区分の扶助費は小・中学生、高校生の医療費助成で、受診件数の増加により不足額を補正するものでございます。

続きまして、目の児童措置費、補正額、減額の1,500万円。財源内訳の特定財源のうち、国庫支出金、減額の1,050万8,000円は、児童手当交付金、そして県支出金の減額224万5,000円は、児童手当負担金でございます。児童手当に係る経費として、節区分の扶助費につきましては、対象人数の確定により不用額を減額するものでございます。

続きまして67ページをお願いいたします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、補正額、減額の105万6,000円。保健センターに係る事務経費、減額105万6,000円のうち、節区分の償還金、利子及び割引料4万4,000円につきましては、令和3年度乳児家庭全戸訪問事業の確定による国への返還金でございます。

続きまして、目の予防費、補正額、減額の1,944万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金、減額の1,446万4,000円の内訳は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、減額655万1,000円、そして新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、減額の800万円、そして新型コロナウイルスワクチン接種緊急包括支援交付金8万7,000円を合わせたものです。その他の諸収入、減額13万6,000円は、新型コロナウイルスワクチン、障害者の接種料でございます。予防接種経費に係るものとしては、1枚はねていただ

いて、68ページの節区分の中、委託料、減額の1,513万円のうち、減額の613万円、こちらについて予防接種対象者の減少により不用額を減額するものでございます。

1枚戻っていただきまして、67ページをお願いします。

事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業、減額の1,158万円に係るものとしたしましては、節区分の職員手当等の時間外勤務手当、減額400万円及び管理職員特別勤務手当、減額の30万円は、ワクチンの集団接種日数の減による補正でございます。報償費の減額60万円は、集団接種日数の減による看護師の手当を減額するものでございます。

1枚はねていただきまして、68ページの節区分の役務費の手数料、減額70万円につきましては、国保連の個別接種手数料の減でございます。委託料、減額1,513万円のうち、減額の900万円につきましては、接種委託料の減に伴う減額補正でございます。償還金、利子及び割引料302万円につきましては、令和3年度ワクチン接種事業の確定による国への返還金でございます。

続きまして、目の母子保健費、補正額、減額の300万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金94万円は、健康教育・相談事業として1月の臨時議会の一般会計補正予算（第6号）にて計上した出産・子育て応援交付金事業の一般財源に対しましてコロナ交付金が充当されることとなったため、財源内訳の変更を行うものでございます。節区分の委託料、減額300万円は、健康診査事業で妊婦健診数の減少により不用額を減額するものでございます。

続きまして、目の成人保健費、補正額、減額の230万円。これは、健康診査事業として、節区分の委託料の業務委託につきましては、胃がん検診など各種検診の受診者数の減少により減額するものでございます。

以上、福祉課分の説明でした。

議長 産業振興課長 堀康信君。

産業振興課長 続きまして、産業振興課分です。

次ページ、69ページの上段をお願いいたします。

款、農業水産業費、項、農業費、目、農業総務費、補正額、減額の50万円でございます。これは、コロナ禍で中止となりました子どもますつかみ大会で不用となりました負担金50万円を減額するものでございます。

続きまして、目、農業振興費、増額の26万8,000円です。内容といたしま

して、現在採択されております県事業のスマート農業技術導入支援事業による導入予定の農業機械、田植機が機種変更することになり、それによって伴う導入費の増額分に対して、補助額を県、町を合わせて増額補正を行うものでございます。

次に、目、農地費、当課に係る補正は、右端説明欄の経営体育成基盤整備事業で、増額の737万5,000円です。内容といたしましては、経営土地改良事業牧圃場整備が先般5,500万の追加事業を増額することが認められたことによりまして、地元・町が負担する負担金合わせて1,237万5,000円を増額するものでございます。また、当初地元への交付予定でありました農業経営高度化促進事業の交付金が来年度より交付するということになりましたので、予定でありました交付金500万円を減額するものでございます。

なお、補正額の財源内訳で、県支出金、減額の500万円は、農業経営高度化促進事業補助金、分担金687万5,000円は、追加事業5,500万に対して、地元分担金でございます。

続きまして、同じく69ページ下段をお願いします。

款、商工費、項、商工費、目、2段目の商工業振興費、減額の1,214万円でございます。内容といたしまして、コロナ禍で中止、規模縮小となりました水まつり、ふれあい祭り、梅まつり、さくら祭りで不用となりました節区分、報償費から、次ページ、負担金、補助及び交付金の合計1,214万円の減額をお願いするものでございます。

なお、財源内訳の繰入金、減額の639万3,000円は、ふるさと基金繰入金でございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 引き続き、建設課分でございます。

69ページの上段の表をお願いします。

3行目、目の農地費、補正額637万5,000円のうち、当課に関する補正の額は減額の100万円でございます。財源内訳、特定財源、地方債、減額の150万円は、揖斐川以東用水パイプライン工事に伴う町単土地改良事業につきまして、地方道路等整備事業債から一般単独事業債へ起債の種類が変更となりましたので、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

節区分、負担金、補助及び交付金の負担金1,137万5,000円のうち、当課に

関する額は減額の100万円でございます。県営かんがい排水事業、揖斐川以東用水パイプライン工事に伴う県への負担金につきまして、善光方幹線における工事内容の変更に伴う減額をお願いするものでございます。

続きまして、目の排水機費、補正の額はございません。財源内訳、特定財源、国県支出金のうち、国庫支出金6万5,000円は、水利施設管理強化事業補助金でございます。排水機運転に係る電気料金の高騰対策として、国から補助を受けることができましたので、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

続きまして、70ページの下段をお願いいたします。

款の土木費、項の道路橋りょう費、目の道路新設改良費、補正額1,500万円。財源内訳、特定財源、国県支出金のうち、国庫支出金550万円は、社会資本整備総合交付金、地方債450万円は、公共事業等債でございます。節区分、工事請負費1,000万円は、外善光地内の通学路改良工事費で、国の補正予算により事業を前倒して実施したいため、補正をお願いするものでございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金500万円は、県道大垣江南線整備に伴う県道改良負担金でございます。

続いて、71ページをお願いいたします。

項の都市計画費、目の都市計画総務費、補正額、減額の141万9,000円のうち、当課に関する補正の額は、減額の100万1,900円でございます。財源内訳、特定財源、国県支出金、減額の62万8,000円は、木造住宅耐震補強工事に係る国庫補助金41万9,000円と、県補助金20万9,000円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の101万9,000円は、木造住宅耐震補強工事費町補助金で申請者がなかったことにより不用額の減額をお願いするものでございます。

続きまして、目の都市計画整備事業費、補正額200万円。財源内訳、特定財源、国県支出金のうち国庫支出金100万円は社会資本整備総合交付金、地方債100万円は公共事業等債でございます。節区分、工事請負費200万円は安八スマートインターチェンジ西、堅割寺家線道路改良工事第2工区の追加工事費で、国の補正予算により、事業を前倒して実施したいため補正をお願いするものでございます。

建設課分は以上でございます。

議長 学校教育課長 小林洋臣君。

学校教育課長 学校教育課分でございます。

72ページ中段をお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費、目、幼児教育費、補正額、減額の430万円。節区分、負担金、補助及び交付金430万円につきましては、町外の幼稚園に通っている町内の園児に対する負担金のうち、預かり保育の利用者数が少なかったため減額するものでございます。

下段の款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、減額の34万1,000円。節区分、工事請負費34万1,000円につきましては、結小学校音楽室空調機入替え工事入札に伴う工事費の減額でございます。

目、教育振興費、補正額、減額の50万円。節区分、扶助費50万円につきましては、小学校要保護等就学援助奨励費のうち、新入学予定者数が少なかったため減額するものでございます。

款、教育費、項、保健体育費、目、学校給食費、特定財源、コロナ交付金500万円と諸収入54万円は東安中学校組合給食受託費でございます。

以上で、学校教育課分でございます。

議長 生涯学習課長兼ハートピア安八館長 今村厚士君。

生涯学習課長兼ハートピア安八館長 続きまして、教育委員会、生涯学習課分を御説明申し上げます。

73ページ上段をお願いします。

項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額の増減はありません。財源内訳の特定財源、国庫支出金、減額の2万3,000円につきましてはコロナ交付金でございます。新型コロナウイルス感染対策として9月議会で御承認いただきました備品ですが、額が確定し、不用額が生じたため財源の組替えを行うものでございます。

続きまして、下段をお願いします。

項、保健体育費、目、保健体育総務費、補正額、減額の138万円。節区分の負担金、補助及び交付金の補助金、減額の138万円でございます。コロナウイルス感染症拡大防止のため、町体育振興会主催の事業が中止になったため減額するものでございます。

以上、議第21号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）の

説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 議第21号の総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第21号は、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

ここで暫時休憩にしたいと思います。

午後は1時30分からということで、この議場にてお集まりいただきますようお願いを申し上げます。暫時休憩といたします。

(午後0時10分 休憩)

(午後1時28分 再開)

議 長 再開をいたします。

議 長 日程第17、議第22号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津君。

住民環境課長 議案書の75ページをお願いします。

議第22号につきまして御説明申し上げます。

議第22号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,423万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億9,596万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

77ページが歳入、78ページが歳出でございます。単位は1,000円。

いずれも最下段の合計額が補正前16億2,020万4,000円、補正額、減額の1億2,423万9,000円、計として14億9,596万5,000円でございます。

79ページをお願いします。

歳入内訳でございます。

上段の県支出金は特定財源ですので、歳出で御説明いたします。

中段、款、繰入金、項目ともに一般会計繰入金、補正額、減額の327万8,000円。節区分、保険基盤安定繰入金、減額の200万1,000円、出産育児一時金繰入金、減額140万円、財政安定化支援事業繰入金、増額の9,000円、未就学児均等割保険料繰入金、増額の11万4,000円は、いずれも繰入金の確定に伴うものでございます。

最下段、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額、増額の186万4,000円。節区分、国保基金繰入金186万4,000円は、今回の補正の財源調整によるものでございます。

1枚はねていただきまして、80ページ、歳出内訳でございます。

款、保険給付費、項、療養諸費、目、一般被保険者療養給付費、補正額、減額の1億100万円、財源内訳として特定財源、県支出金、減額1億100万円は、保険給付費等交付金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額1億100万円は、一般被保険者療養給付費の減によるものでございます。

続きまして、目、一般被保険者療養費、補正額、減額の682万5,000円、財源内訳として特定財源、県支出金、減額682万5,000円は、保険給付費等交付金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額682万5,000円は、一般被保険者療養費の減によるものです。

続きまして、中段、項、高額療養費、目、一般被保険者高額療養費、補正額、減額の1,500万円、財源内訳として特定財源、県支出金、減額1,500万円は、保険給付費等交付金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の

負担金、減額1,500万円は、一般被保険者高額療養費の減によるものでございます。

最下段、項、出産育児諸費、目、出産育児一時金、補正額、減額210万円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額210万円は、出産育児一時金の件数の見込みによる5件分の減額分でございます。

次のページをお願いします。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額、増額の68万6,000円。節区分、償還金、利子及び割引料で償還金の68万6,000円は、令和3年度分の保険給付費等負担金、特定健康診査等負担金の額の確定により県へ償還するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議第22号の総括説明をいただきました。

議第22号について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをします。

ただいま議題となっております議第22号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第18、議第23号 令和5年度安八郡安八町一般会計予算、日程第19、議第24号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、日程第20、議第25号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、日程第21、議第26号 令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、日程第22、議第27号 令和5年度安八郡安八町水道事業会計予算、日程第23、議第28号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、日程第24、議第29号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでの7議案を一括議題といたします。

事務局より、令和5年度予算町長提案説明要旨を配付させます。

[資料配付]

議長 配付が終わりましたようでございますので、町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 それでは、令和5年度予算につきまして、初めに概要を御説明申し上げます。

首長改選の時期に当たりまして、骨格予算を前提とした編成に努めました。

その上で、これまで継続して推進してきた事業、今後対応する必要があると認められるものに関しましては盛り込んだ形とさせていただきました。

しかしながら、公債費の高止まり、光熱水費の高騰による施設維持管理経費の増加などもあり、財政状況は厳しさを増してきております。そのこともあり、骨格的といいながらも基金からの繰入れに頼らざるを得ない状況にあります。

ただいまは、安八町の命運を賭けた一大プロジェクトであるスマートインターチェンジ周辺の開発整備を進めておりますが、必要となるインフラ整備の推進や土地開発公社とも連携を深め、一刻も早く最大の効果が得られるようスピード感を持ち、事業を推進していくことが必須となります。

一般会計予算の総額は65億2,500万円、前年度当初予算比3億7,500万円の増、率にいたしまして6.1%の増となっております。庁舎耐震補強改修工事、次期最終処分場整備事業、光熱水費の高騰により増額となっております。

歳入の主なものとしては、町税は19億6,919万1,000円、前年度当初予算比183万5,000円の減、率にいたしまして0.1%の減、地方交付税は15億4,000万円、前年度当初予算比1億円の増、6.9%の増、国庫支出金については4億5,059万1,000円、前年度当初予算比5,691万9,000円の減、11.2%の減、寄附金につきましては1億100万円、前年度当初予算比4,000万円の増、65.6%の増、繰入金につきましては4億551万2,000円、前年度当初予算比4,861万8,000円の増、13.6%の増、町債につきましては6億3,090万円、前年度当初予算比1億3,350万円の増、26.8%の増となっております。

次に、歳出の主なものとしていたしましては、総務費は12億9,849万円、前年度当初予算比2億8,550万1,000円の増、率にいたしまして28.2%の増、民生費は19億7,449万5,000円、前年度当初予算比2,106万3,000円の増、1.1%の

増、衛生費は5億7,729万5,000円、前年度当初予算比1億5,833万4,000円の増、37.8%の増となっております。

農林水産業費は2億1,508万3,000円、前年度当初予算比1,979万円の増、10.1%の増、商工費は3,434万9,000円、前年度当初予算比1,043万円の減、23.3%の減、土木費につきましては6億793万2,000円、前年度当初予算比7,964万8,000円の減、11.6%の減となっております。

消防費は2億7,825万7,000円、前年度当初予算比9,969万8,000円の減、26.4%の減、教育費につきましては7億9,980万4,000円、前年度当初予算比8,862万6,000円の増、率にいたしまして12.5%の増となっております。

続きまして、各事業につきましては、第五次総合計画施策大綱別に概略を御説明申し上げます。

まず1点目、「明日を担うひとを育むまちづくり」においては、地域部活動推進事業として中学校の部活動指導を外部委託し、部活動の充実に取り組みます。小・中学校LED化事業に取り組み、教育環境の充実に努めます。出産・子育て応援事業として、子育て世代の経済的負担軽減に努めます。また通学路の安全対策、放課後児童クラブ事業なども継続して実施します。

続きまして、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」においては、各種予防接種、健康診査に加え、新たに重層的支援体制整備や高齢者保健事業により横断的な体制を整備し、相談・支援・保健事業の充実に努めます。また新型コロナウイルスワクチン接種事業については、国の動向などにも注視しながら対応してまいります。

続きまして、「便利で快適に暮らせるまちづくり」においては、移住定住支援や、地域間幹線バス運行事業や、コミュニティバス運行事業なども継続して実施します。

次に、「自然と共生した潤いのあるまちづくり」においては、次期最終処分場整備事業に向け、用地取得費を計上しています。またCO₂の排出量を削減し、地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電設備等設置費補助金事業を実施するとともに、公用車に電気自動車を導入いたします。剪定木リサイクル事業、布団回収処理事業なども継続して実施をしていきます。

次に、「みんなで守る安全・安心なまちづくり」においては、防災機能の強靱化に向け、庁舎耐震補強改修工事を継続して実施していきます。また、

老朽化している消防車両1台を更新し、防災力の強化に努めます。

次に、「活力と賑わいのあふれるまちづくり」においては、圃場整備や多面的機能支払交付金事業、また、令和4年度より始めている観光PRのラッピングを制作された方に対しての補助制度も継続して実施していきます。なお、むすぶテラスは令和5年4月より指定管理者制度に移行いたします。

次に、「みんなで協働する参画・交流のまちづくり」においては、活力あふれるまちづくり補助金により、コミュニティーの活性化を図ります。また地区活動に対する助成やクリーンパトロール事業なども継続して実施をしていきます。

最後に、「明日を開く自立したまちづくり」においては、コンビニ交付システムの運営経費、AIを活用したシステムを導入し、行政事務のデジタルトランスフォーメーションを推進します。また、ふるさと寄附金事業もさらにPRの強化に努めます。

次に、特別会計の予算について御説明を申し上げます。

まず国民健康保険特別会計においては14億9,200万円、前年度当初予算比1億1,600万円の減、率にいたしまして7.2%の減となっております。

次に、後期高齢者医療保険特別会計におきましては2億1,900万円、前年度当初予算比1,100万円の増、5.3%の増となっております。

次に、児童発達支援事業特別会計においては2,200万円、前年度当初予算比100万円の増、4.8%の増となっております。

水道事業会計においては4億600万円、前年度当初予算比7,600万円の増、率にいたしまして23.0%の増となっております。

最後に、公共下水道特別会計においては9億4,400万円、前年度当初予算比2,100万円の増、率にいたしまして2.3%の増となっております。

以上が新年度の予算概要と主な施策等であります。

詳細につきましては副町長より御説明を申し上げます。慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 それでは、一般会計予算から順次説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 それでは、予算書のほうを御覧願います。

表紙をはねていただきまして、一般会計になります。

見出しをはねていただきまして、議第23号 令和5年度安八郡安八町一般会計予算。

令和5年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億2,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

はねていただきまして、(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

続いてから、1ページから5ページになります。

第1表 歳入歳出予算となります。

6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項1として、農業近代化資金利子補給、期間は借入年度から返済の年度まで、限度額は借入金額の1%以内でございます。

2としまして、安八町土地開発公社が借入れする事業資金に対する債務、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間でございます。限度額は60億円に対する元金、利子及び遅延利息の損失補償でございます。

7ページのほうは、第3表 地方債になります。

起債の目的ですが、1として臨時財政対策債、限度額4,850万円。

2つ目は緊急防災・減災事業債、庁舎の耐震補強に充当します。4億円です。一般廃棄物処理事業債、次期最終処分場の整備費に充当いたします。1億3,920万円。最後、公共事業等債、道路の整備等に充当するものでございます。限度額は4,320万円。合わせまして6億3,090万円でございます。

起債の方法、以下につきましては御覧のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページ、9ページから歳入歳出予算事項別明細書になります。款ごとに前年度との比較をまとめております。

10ページ、歳出におきましては、財源内訳のほうもまとめております。

11ページをお願いいたします。

これ以降、明細となります。主なものを中心に御説明をさせていただきます。

まず歳入、町税でございます。

町民税ですが、合わせまして7億7,256万2,000円、項の2固定資産税は10億7,878万7,000円。項の3軽自動車税は4,833万円。12ページになりますが、たばこ税につきましては6,951万2,000円。町税合わせまして19億6,919万1,000円、対前年183万5,000円の減、ほぼ前年度並での計上となっております。

これ以降、譲与税、交付金と続きます。国の見込み、また実績等を踏まえまして計上しております。

項の1地方揮発油譲与税は2,000万円。続いて、自動車重量譲与税は6,400万円。最下段、森林環境譲与税は153万円でございます。

13ページになります。

利子割交付金は70万円。配当割交付金は1,000万円。株式等譲渡所得割交付金は1,300万円。最下段ですが、法人事業税交付金は2,800万円でございます。

14ページへ行きまして、地方消費税交付金につきましては3億4,800万円。環境性能割交付金は800万円の計上でございます。地方特例交付金につきましては1,400万円となっております。

款の地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税、合わせまして15億4,000万円、対前年1億円増での計上となっております。

15ページをお願いいたします。

最上段の交通安全対策特別交付金は150万円でございます。

続きまして、款の分担金及び負担金、まず分担金になります。農林水産業費分担金としまして1,628万9,000円、圃場整備に係ります分担金のほうが増額となっております。

続いて、項の負担金であります。目の1 民生費負担金、保育料等が主なものでございます。1,624万8,000円となっております。

最下段、3の農林水産業費負担金、空中散布受益者負担金でございます。1,978万3,000円で計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

最上段の教育費負担金につきましては、8,706万3,000円、放課後児童クラブを利用される方、また学校給食費など御負担をいただくものを計上いたしております。

款の使用料及び手数料、使用料になります。目は2番目になります。民生使用料で1,131万6,000円を計上いたしております。温泉使用料もこの中に入っております。現行制度での計上をいたしております。

17ページをお願いいたします。

項の2 手数料になります。目の1 総務手数料として576万円を計上いたしております。諸証明の発行の手数を盛り込んでおります。この3月1日より改正させていただいているものもでございます。

続きまして、国庫支出金になります。

18ページをお願いいたします。

目の2の衛生費国庫負担金ですが、こちらは95万3,000円、対前年、大きく減額となっております。ワクチン接種の関連、こちらに係ります負担金が減額となっております。

続きまして、項の2 国庫補助金でございます。目の1 総務費国庫補助金につきましては1,570万4,000円、こちらも減額となっております。コロナの地方創生交付金等が減になったことによるものでございます。

続きまして、民生費国庫補助金につきましては1,352万4,000円。この中で社会福祉費国庫補助金、最下段に重層的支援体制整備移行準備事業補助金が新しく計上となっております。後から出てまいります県のほうにも同じ補助

金がございます。高齢者、子供、障害のある方など地域の住民の方が抱える課題に対して一括で相談支援する体制を整備していくというものでございます。これに対する補助金でございます。

目、最下段になります衛生費国庫補助金につきましては1,694万1,000円でございます。

ページが19ページにまたがりませんが、最上段としまして、新しく出産・子育て応援交付金720万5,000円を計上いたしております。

続きまして、目の4農林水産業費国庫補助金31万7,000円、こちらはPCBの廃棄物処理に係ります補助でございます。

5番目の土木費国庫補助金4,656万8,000円でございます。説明欄、上から3段目になります。社会資本整備総合交付金、道路の整備等に対する交付金でございます。こちらのほうが増額となっております。

目の6です。消防費国庫補助金58万5,000円、こちらの補助金のほうで消防団員の方の訓練服の更新をさせていただく予定でございます。

ページのほうは20ページをお願いいたします。

款の15県支出金の関係になります。目は2番目、民生費県補助金ですが6,184万9,000円を計上しております。

21ページにまたがりませんが、重層的支援の関係の補助金、また2番目ですが、これも新規になります。結婚新生活支援事業補助金72万円を計上いたしております。結婚の新生活におけます家賃、あるいは引っ越し費用等に対する補助でございます。

続きまして、目の3ですが、衛生費県補助金863万1,000円でございます。新しく節の2環境衛生費県補助金ということで、太陽光発電設備等設置補助金487万8,000円を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。

款の17です。寄附金になります。一般寄附金は100万円でございます。ふるさと寄附金につきましては、実績等を踏まえまして1億円で計上いたしております。

続きまして、款の繰入金でございます。財政調整基金からは3億円、ふるさと基金のほうからは1億507万7,000円、こちらのほう、防災、福祉、教育など幅広く活用させていただきたいと思っております。

基金に頼らざるを得ないこと、誠に申し訳なく思うところでございます。事業の執行に際しましてはさらに精査を行いまして、極力基金繰入れを抑えていきたいと考えております。

24ページをお願いいたします。

最上段、繰越金につきましては、前年同額1億7,500万円の計上でございます。

飛んでいただきまして、款の20諸収入、目の2番目になります衛生受託金、新しいものでございます。1,078万円でございます。高齢者保健事業費受託金ということで、高齢者の保健事業と介護予防、これを一体的に実施するというものでございます。関係機関、部署等が連携して進めていくものでございます。これに対しまして、県の後期高齢者の医療広域連合からお金のほうが受託金という形で入ってまいります。

次番、25ページをお願いいたします。

諸収入の雑入でございます。

1枚はねていただきまして、26ページになります。

説明の最下段になります。新規として地域部活動の関係でございますが、東安中学校のほうから負担金として410万4,000円のほうを受入れをいたします。

町債につきましては、合わせまして6億3,090万の発行を予定いたしております。

続きまして、歳出になります。

28ページからお願いをいたします。

議会費につきましては、7,289万9,000円での計上でございます。

続きまして、29ページになります。

総務費になります。目、一般管理費は3億5,946万1,000円、コミュニティバスの運行、空き家対策につきましても引き続き推進のほうをしてまいります。

30ページを御覧願います。

目、最下段になります。ページは31ページにもまたがりまして。

財産管理費としまして4億7,270万2,000円の計上でございます。この中で本庁舎管理ということで、庁舎の耐震補強に係る工事費を計上いたしております。

ます。財源としましては、地方債、またその他特定財源、森林環境譲与税、こちらのほうを充当させていただいております。

また公用自動車管理経費として957万1,000円計上しております。更新に際しましては、電気自動車の導入のほうも進めてまいりたいと考えております。

続いて、目の情報管理費は9,263万1,000円の計上でございます。A Iシステムなどの導入を進めながら行政のデジタル化を推進していきたいと考えております。

32ページをお願いいたします。

目は7番目にあります企画費ということで、8,271万8,000円を計上いたしております。移住定住の関係は引き続き進めてまいります。また企画振興経費、こちらのほうでふるさと寄附金の返礼品等経費を盛り込んでおります。また、むすぶテラスの関係につきましては、指定管理者制度のほうへ移行いたしております。

33ページをお願いいたします。

目の最上段でございます。ふるさと基金費ということで、頂戴いたしました1億円ほどを基金のほうに積立てをさせていただきます。

また1個飛んでいただきまして、森林環境基金費、今年度ゼロの計上でございます。積立てのほうはせず事業のほう、庁舎の耐震の関係でございますが、そちらに充当させていただきたいと思っております。

続いて、項は徴税费になります。税務総務費、賦課徴収費、合わせまして8,618万4,000円での計上となっております。

34ページをお願いいたします。

続きまして、項の戸籍住民基本台帳費になります。目が戸籍住民基本台帳費ですが、4,902万8,000円の計上でございます。

35ページのほうにもまたありますが、コンビニ交付システムの初期導入経費のほうが減額となっておりますが、今後、システムの使用料等、経常的な経費が中心となってまいります。

36ページをお願いいたします。

選挙の関係でございます。予定されております選挙に係ります経費を計上しています。

続いて、民生費になります。

ページは39ページへお進みいただきたいと思ひます。

款の民生費、項の社会福祉費、目は社会福祉総務費となります。2億2,076万1,000円を計上いたしてあります。こちらのほうでは、新しく重層的支援体制整備移行準備経費、こちらの事業費を盛り込んであります。財源としましては、国・県補助金を充当してあります。また、結婚新生活支援事業の補助もこちらで進めてまいります。県補助を充当いたしてあります。

また、40ページになりますが、27繰出金がございます。1億988万6,000円、国保会計の繰出しですが、こちらのほうは増額となっております。

41ページをお願いいたします。

目の4安八温泉費につきましては7,660万8,000円で計上いたしてあります。使用料は現行制度で計上いたしてあります。こちらのほう、施設の維持管理経費、光熱水費等が高騰いたしてあります。

42ページをお願いいたします。

目の5福祉医療費につきましては1億186万5,000円。

43ページ、身体障がい者福祉費につきましては3億7,468万2,000円、いずれも扶助費が中心となっております。

1つ飛んでいただきまして、目の8地域包括支援センター費として6,207万1,000円でございます。令和4年度から進めております福祉タクシー事業、こちらのほうも継続して実施をしております。

45ページをお願いいたします。

児童福祉費になります。目の1児童福祉総務費につきましては1億1,038万4,000円、第3子以降の給食費助成、また小・中学生、高校生世代医療費助成も継続して実施をしております。

46ページをお願いいたします。

目は最下段になります。保育所費として3億4,065万8,000円でございます。昨年度から始めております米飯の提供は継続して進めてまいります。昨年度計上してありました周辺環境整備の事業費の関係が減額となっております。

続きまして、49ページをお願いいたします。

こちらからが衛生費となります。目の2予防費6,006万5,000円の計上でございます。対前年5,700万円ほど大きく減額となっております。新型コロナのワクチン接種の関係が大きく減額となっております。当初予算のほうでは、

12歳未満のお子さんの接種経費は計上いたしております。今後、国の動向によりまして対応させていただきたいと考えております。

目の3母子保健費につきましては、2,594万円の計上でございます。こちらのほうで出産・子育て応援交付金を計上いたしております。財源につきましては、国また県の補助金が充当されております。

50ページをお願いいたします。

目の4成人保健費でございます。3,590万4,000円の計上でございます。こちらのほうでは、説明欄、最下段にございます新たに高齢者保健事業を計上いたしております。こちらの事業に対しましての財源としましては、諸収入、広域連合のほうからの受託金でございます646万7,000円が充当されております。

51ページをお願いいたします。

目の5環境衛生費ですが、1,877万2,000円の計上でございます。こちらのほうでは、新しく補助金になりますが、太陽光発電設備等設置補助を計上しております。財源につきましては、全額県の補助金を充当いたしております。

52ページをお願いいたします。

項の2清掃費になります。目の1塵芥処理費ということで3億3,774万9,000円の計上でございます。対前年比1億7,800万円ほど増額となっております。こちらのほう、53ページにもまたがりませんが、次期最終処分場の整備のほうにも着手をしてみたいと考えております。令和5年度につきましては、53ページにございます用地取得を進めてまいります。こちらのほう、財源といたしましては地方債を充当いたしております。また一部事務組合の負担金も増額となっております。

54ページをお願いいたします。

目は最下段になります。農業振興費として7,862万5,000円でございます。説明欄がございます。下から2つ目からになります。病虫害防除、また営農組織支援推進事業、こちらが継続して実施してまいります。

55ページをお願いいたします。

目、最下段、農地費になります。5,244万8,000円。説明欄の最下段になります。経営体育成基盤整備事業、圃場整備の関係でございます。こちらのほうが増額となっております。

ページのほうは進んでいただきまして、57ページをお願いいたします。

商工費になります。目、最下段、商工業振興費として2,431万5,000円を計上いたしております。

こちら58ページにまたがりませんが、イベントの関係でふれあい祭り、さくら祭り、百梅園の関係、水まつりの関係、こちらのイベントの開催に係る経費を計上いたしております。いずれも財源としましてふるさと基金を活用させていただいております。また、企業立地奨励の関係ですが、令和5年度につきましては対象がないということでゼロとなっております。

59ページをお願いいたします。

土木費になります。目の1道路維持費につきましては9,538万4,000円、地区内の道路補修、または河川等の維持管理費、橋梁の補修などがございます。財源としましては、国庫社会資本整備総合交付金、また地方債繰入金としましてふるさと基金のほうを活用させていただく予定でございます。

続きまして、目の最下段、道路新設改良費につきましては4,565万3,000円での計上となっております。県道改良負担金のほうが増えております。

ページ61ページをお願いいたします。

目の2都市計画整備事業費で6,390万2,000円の計上でございます。こちらのほうで工専地域内の整備のほうを進めてまいります。財源としましては、国、社会資本交付金、また地方債を活用してまいります。

目の3下水道整備費につきましては3億7,000万、対前年に比べまして1億円の減でございます。下水道会計と調整、また整合を取り1億円減での計上をしております。

続きまして、62ページをお願いいたします。

消防費になります。目の1非常備消防費として5,019万7,000円の計上でございます。こちらのほうで車両1台の更新を進めてまいります。財源としましては繰入金、ふるさと基金でございます。そちらを活用させていただきます。また団員さんの訓練服の更新もさせていただきたいと思っております。こちら財源につきましては、県の支出金を充当いたしております。

63ページ、目、最下段をお願いいたします。

災害対策費として2,369万3,000円の計上です。対前年1億3,648万9,000万円減額となっております。防災行政無線デジタル化、こちらのほうの事業が

終了いたしております。

また64ページになりますが、防災備品の整備、また備品購入費のほうで避難所の蓄電池の整備を進めてまいりたいと考えております。こちらも財源につきましてはふるさと基金のほうを充当させていただく予定でございます。

以降、教育費になります。教育費全般事項としまして、教育委員会のほう、いろいろ施設を維持管理しております。小・中学校、中央公民館、ハートピア、総合体育館、給食センターなどがございます。できる限り経費の削減には努めているところでございますが、いずれも光熱水費が大幅に増額となっております。

64ページからお願いします。

目の2ですが、事務局費として1億1,272万3,000円、対前年1,100万円ほど増額となっております。こちら社会科副読本、2年ごとに改訂をしているものでございます。そちらのほうの作成を進めてまいります。

66ページをお願いします。

目の4の国際交流費、こちらは1,011万8,000円の計上でございます。小・中学生の交流事業のほうは取りあえず見送りとさせていただいております。

進めていただきまして、67ページをお願いいたします。

学校の関係になります。

まず、小学校費につきましては、学校管理費として1億876万9,000円。

ページは進めていただきまして、69ページになりますが、中学校費につきましては学校管理費として3,937万3,000円を計上いたしております。小・中双方に関わることでございますが、情報協議の関係の機器の維持管理のほう進めてまいります。また教育環境の向上ということで、電灯のLED化にも取り組んでまいりたいと考えております。こちらのほう、財源は繰入金、ふるさと基金の活用を予定いたしております。

71ページをお願いいたします。

目の2公民館費になります。3,451万9,000円での計上でございます。

72ページをお願いいたします。

目のハートピア安八費になります。8,574万8,000円の計上となっております。

74ページをお願いいたします。

保健体育総務費としまして3,130万2,000円の計上でございます。説明欄の最下段でございます、新しく地域部活動推進経費826万2,000円を計上いたしております。

75ページをお願いいたします。

学校給食費になります。1億9,625万3,000円での計上でございます。こちらのほう、食材費の高騰によりまして、需用費の中にございます賄材料費が増額となっております。

76ページをお願いいたします。

保健体育施設費でございます。総合体育館、また総合運動公園等の管理経費でございます。今年度2,073万2,000円を計上いたしております。

ページ77ページをお願いいたします。

公債費でございます。元金、利子合わせまして6億5,739万6,000円の計上でございます。

予備費につきましては、前年同額の900万円の計上でございます。

78ページをお願いいたします。

78、79ページ、地方債の状況でございます。

79ページ、一番右、一番下を御覧いただきたいと思っております。

令和5年度末の地方債残高見込みとして60億9,195万円の見込みであります。

80ページをお願いいたします。

以降、給与費明細書となります。

職員数、給与費等について、前年度分との比較のほうをまとめております。

以上で一般会計の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙のほう黄色になります。国保会計になります。

見出しをはねていただきまして、議第24号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表

歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、1ページ以降が第1表 歳入歳出予算となります。4ページまで続きます。

5ページ、6ページが歳入歳出予算事項別明細書となります。

7ページ以降が明細となります。

令和5年度ですが、被保険者数を2,711人、対前年240人の減ということで見込んでおります。また各般を精査いたしまして、御負担をいただきます保険料を値下げさせていただく形で計上させていただいております。

予算額全体としましては14億9,200万、対前年1億1,600万、7.2%の減となっております。

7ページをお願いいたします。

歳入の国民健康保険料でございます。合わせまして2億6,553万円、対前年2,700万円減での計上となっております。

8ページをお願いいたします。

上段になりますが、国庫支出金、国庫補助金でございます。目の2、3が新しくなります。国民健康保険災害等臨時特例補助金として100万円、また3として出産育児一時金臨時補助金5万円、こちらの2つが新しく計上となります。

続く県支出金につきましては、合わせまして10億8,305万1,000円の計上となっております。

9ページのほうですが、繰入金になります。一般会計からは1億988万6,000円。

続きまして、基金のほうからは3,049万9,000円の繰入れを予定いたしてお

ります。

続いて歳出でございます。

12ページ以降になります。

款の2の保険給付費でございます。項の1の療養諸費、また13ページからは高額療養費から始まりまして移送費ということで、14ページの傷病手当金までが保険給付費となります。合わせまして10億6,214万4,000円、対前年7,820万円減の計上となっております。

15ページになりますと、国民健康保険事業費納付金となります。こちらのほう医療給付費分等でございます。合わせまして3億7,036万1,000円での計上となっております。

ページのほう進めていただきまして、19ページをお願いいたします。

こちらのほうが給与費明細書となっております。

以上で国保会計の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙は紫色になります。

後期高齢者医療の予算になります。

見出しをはねていただきまして、議第25号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、1ページからが第1表の歳入歳出予算となります。

3ページからが歳入歳出予算事項別明細書となります。

5ページ以降が明細となります。

令和5年度被保険者数の見込みとしましては2,246人、対前年の81人増ということで見込んでおります。

予算総額につきましては2億1,900万円、対前年1,100万、5.3%の増となっております。

5 ページですが、歳入、後期高齢者医療保険料でございます。合わせまして1億4,664万1,000円と見込んでおります。

同じページの最下段でございます。

繰入金として、6 ページのほうになります。

まず一般会計繰入金としまして、6 ページ上段になりますが、5,936万2,000円で計上いたしております。

続きまして、歳出になります。

9 ページからお願いをいたします。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金としまして、本年度1億9,992万9,000円を計上いたしております。

以上で後期高齢者医療会計の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙はオレンジ色になります。

児童発達支援事業会計のほうへ移らせていただきます。

見出しをはねていただきまして、議第26号 令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算。

令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、1 ページ以降が第1表 歳入歳出予算となります。

3 ページからは歳入歳出予算事項別明細書となります。

5 ページからは明細となります。

利用される方につきましては、前年と同数、27人というふうで見込んでおります。全体の予算総額としましては2,200万円、対前年100万円、4.8%の増で見えております。

5 ページの最上段でございます。

歳入の障害児給付費としまして、児童発達支援費として1,200万円でございます。

1個飛んでいただきまして、繰入金、一般会計のほうから993万7,000円を繰入れする予定でございます。

7ページからお願いをいたします。

続いて、歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費、こちら主に職員の人件費になります。今年度2,075万9,000円での計上となっております。

以上で児童発達支援事業会計の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙は水色になります。

水道事業会計を説明させていただきます。

見出しをはねていただきまして、議第27号 令和5年度安八郡安八町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、令和5年度安八郡安八町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数、5,045戸。(2)1日平均給水量、4,145立方メートル。(3)年間総給水量、151万3,053立方メートル。(4)主要な建設改良事業、イとして配水管布設工事770万円でございます。

2ページをお願いいたします。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、水道事業収益でございます。営業収益、営業外収益、合わせまして1億9,221万1,000円でございます。

支出でございます。第1款、水道事業費用ということで、合わせまして2億2,171万8,000円でございます。

(資本的支出) 第4条、資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。不足する額は、当年度分損益勘定留保資金8,752万2,000円及び未処分利益剰余金9,676万円で補填する。

3ページに行っていただきまして、支出になります。

第1款、資本的支出としまして、建設改良費、企業債償還金として1億8,428万2,000円でございます。

(一時借入金) 第5条、一時借入金の限度額は、7,700万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1)として職員給与費2,235万8,000円。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

次のページ、4ページ以降が実施計画書になりますが、御説明のほうは飛んでいただきまして24ページのほうで説明をさせていただきます。

24ページは、令和5年度の水道事業の実施計画明細書になります。

令和5年度につきましては、配水管の改良工事を増額しております。そのほか電気料金の高騰によりまして電力費が上がっております。またインボイス制度への対応等もございまして、全体事業費でも対前年7,600万円ほど上回った形となっております。

まず24ページでございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

水道事業収益として、営業収益、また2の営業外収益がございしますが、合わせまして1億9,221万1,000円、ほぼ前年度並みの計上となっております。

26ページをお願いいたします。

支出費用になります。

水道事業費用として2億2,171万8,000円、目の1の原水及び浄水費になります。3,608万2,000円。この中で節の16委託料がございまして。管路更新検討業務委託のほうを進めてまいります。

また27ページ、最上段になります。動力費、電力料金でございます。こちらのほうが増額となっております。

29ページをお願いいたします。

その中で、16の委託料がございまして。1,065万2,000円の計上でございます。こちらのほう、インボイス制度への対応に係る経費をこちらで盛り込んでおります。

30ページをお願いいたします。

目の5減価償却費につきましては、1億118万7,000円を計上しております。

31ページをお願いいたします。

営業外費用でございます。支払利息、また消費税などがございます。合わせて2,156万8,000円で計上いたしております。

32ページをお願いいたします。

資本的支出としまして、建設改良費7,700万円、また企業債償還金として1億728万2,000円、合わせて1億8,428万2,000円で計上いたしております。

恐れ入ります。ページのほう戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

9ページ、10ページのほうでキャッシュ・フロー計算書をつけさせていただいております。お金の流れをまとめたものでございます。

10ページを御覧いただきたいと思っております。

下段になりますが、V. 資金期首残高、令和5年度現金預金の残高につきましては8億5,905万6,559円と見込んでおります。

VI. 資金期末残高、令和5年度末の現金預金の残高としましては7億3,859万8,154円というふうに見込んでおります。

11ページ以降が給与明細書となります。

また17ページ以降には予定損益計算書、また予定貸借対照表をつけてございます。

以上で水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙は緑色になります。

公共下水道事業会計になります。

見出しをはねていただきまして、議第28号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算。

令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用) 第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公共下水道費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、1ページ以降が第1表 歳入歳出予算となります。3ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的として、公共下水道整備事業、限度額として2億9,300万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧のとおりでございます。

はねていただきまして、4ページ、また5ページにわたりますが、歳入歳出予算事項別明細書となります。

6ページ以降が明細となります。

下水道事業会計で、令和5年度のほうで浸水想定区域図の作成を進めてまいります。またこちらのほうも浄化センター、光熱水費等が増額となっております。予算総額として9億4,400万、対前年2,100万の増となっております。

6ページをお願いいたします。

まず歳入です。

分担金及び負担金、負担金、下水道事業受益者負担金、今年度620万8,000円の計上でございます。

続きまして、使用料につきましては2億6,510万円の計上でございます。

国庫支出金、国庫補助金につきましては570万円、こちらは浸水想定区域図の作成に対する補助でございます。

7ページをお願いいたします。

繰入金として、まず一般会計のほうから3億7,000万円、また基金のほうから100万円の繰入れを予定いたしております。

8ページをお願いいたします。下段になります。

町債でございます。2億9,300万円の発行を予定いたしております。

9ページ以降が歳出となります。

まず目の公共下水道建設費でございます。1億1,980万1,000円を計上いたしております。下水道管渠の整備、あるいは説明欄最下段でございます公営企業会計の法適化事業、こちらのほうを継続して進めてまいります。財源としましては、いずれも地方債を活用する予定でございます。また処理場整備費の中で、浸水想定区域図の作成を進めてまいります。財源につきましては、国庫補助金を充当いたしております。

10ページをお願いいたします。

浄化センター管理費としまして1億7,372万2,000円を計上いたしております。

続きまして、公債費の関係は、元金、利子、合わせまして6億4,673万4,000円を計上しております。

11ページにつきましては、予備費でございます。374万3,000円の計上でございます。

12ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。一番右、一番下のところを御覧いただきたいと思っております。令和5年度末の地方債残高としまして42億6,404万6,000円の残高と見込んでおります。

以降のページで給与費明細書をつけさせていただいております。

ここで、議案書のほうを御覧いただきたいと思っております。

議案書の83ページをお願いいたします。

議第29号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、安八町公共下水道事業特別会計は、次のとおり令和5年度安八町一般会計から繰り入れるものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

記としまして、1. 繰入額3億7,000万円。

2. 繰入れ理由、下水道事業においては、事業収入のみでの事業実施は、健全財政を維持することが困難なため、一般会計から繰り入れるものでございます。

以上、令和5年度予算の関係につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいまは、議第23号から議第29号までの一般会計予算について説明いただきました。副町長におかれましては、大変長い説明でございましたが御苦労さんでございました。

それでは、ただいま説明がありました関係ですが、議第23号から議第29号までの総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第23号から議第29号までを会期内の各常任委員会で審査していただくことに、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第23号から議第29号までは会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第25、議第30号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 ページは85ページをお願いします。

議第30号につきまして説明申し上げます。

議第30号 指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の2第3項及び安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例（平成19年安八町条例第16号）第6条の規定により、指定管理者の指定を次のとおりとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 管理を行わせる施設の名称、安八町社会就労センター「ひかりの里」。2. 指定管理者となる団体の相手方、岐阜県安八郡安八町南今ヶ淵400番地、社会福祉法人安八町社会福祉協議会、理事長 高木安三。3. 指定管理の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

この「ひかりの里」は、障害者の方が自立した生活を営むことができるよう、生活の介護及び就労支援を目的とした通所の施設でございます。現在、安八町社会福祉協議会を指定しており、施設の設置目的が効果的に達成することが見込まれるため、引き続き令和5年度からの5年間指定するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

議長 議第30号の総括質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑はないようでございますので、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第30号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をしました。

議長 日程第26、議第31号 町道路線の廃止について、日程第27、議第32号 町道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

これら2件の提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の87ページをお願いいたします。

議第31号及び議第32号の2議案につきまして御説明申し上げます。

議第31号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

89ページをお願いいたします。

廃止する路線といたしまして、整理番号1、北今ヶ渚地内、北今ヶ渚宮西4号線、この85.9メートルは、道路台帳の点検により廃止をするものでございます。

整理番号2、牧地内名神高速道路南、南川8号線の63.9メートルと、整理番号3、同じく牧地内、南川10号線の205.4メートルの2路線につきまして

は、町内企業の事業用地拡大に伴い、企業より払下げの申出があったため、町道の払下げに伴う廃止でございます。

裏面の90ページは、北今ヶ渚地内、91ページは牧地内の廃止する路線網図でございます。

93ページをお願いいたします。

議第32号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年3月6日提出、安八郡安八町長。

95ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、整理番号1、牧地内、南川11号線の39.2メートル。続いて整理番号2、同じく牧地内、南川12号線の12.3メートル、こちらの2路線でございます。

裏面の96ページをお願いします。

新規の路線網図でございます。

町内企業の事業用地の拡大に伴い、議第31号で南川8号線と10号線の2路線を廃止し、今後も町道として必要な払下げをしない残りの2路線の赤い部分、こちらについて新たに認定をお願いするものでございます。

以上、議第31号及び議第32号につきまして御審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

議 長 議第31号及び議第32号の総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第31号、議第32号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号、議第32号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

お諮りをします。

各常任委員会での審査のため、3月7日から3月15日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、3月7日から3月15日までの9日間を休会することに決定しました。

以上で本日の日程の全てを終了いたしました。大変皆さん、御苦勞さんでございました。

本日はこれをもって散会いたします。

(散会時間 午後2時55分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月6日

議 長 渡 邊 明 博

議 員 山 中 美 恵 子

議 員 石 原 英 一

令和5年3月16日（第2日）

議 事 日 程 (令和5年3月16日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 特別委員会報告
- 日程第4 常任委員会報告
- 日程第5 議第9号 安八町個人情報保護法施行条例制定について
- 日程第6 議第10号 安八町個人情報保護審査会条例制定について
- 日程第7 議第11号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第8 議第12号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第13号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第14号 安八町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第15号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第16号 安八温泉保養センターの設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第17号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第18号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議第19号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議第20号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議第21号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第18 議第22号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議第23号 令和5年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第20 議第24号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議第25号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議第26号 令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算

- 日程第23 議第27号 令和5年度安八郡安八町水道事業会計予算
 日程第24 議第28号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
 日程第25 議第29号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
 日程第26 議第30号 指定管理者の指定について
 日程第27 議第31号 町道路線の廃止について
 日程第28 議第32号 町道路線の認定について
 日程第29 議第33号 安八町議会の個人情報の保護に関する条例制定について
 日程第30 緊急質問 選挙への町長としての関わりの件

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 渡 邊 明 博

○出席議員（10名）

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 青 山 桂 子	調 整 監 水 谷 秀 平
会 計 管 理 者 吉 村 等	総 務 課 長 山 田 靖
企 画 調 整 課 長 大 平 共 美	福 祉 課 長 兼 安 八 温 泉 所 長 坂 和 由
建 設 課 長 河 合 一	学 校 教 育 課 長 小 林 洋 臣
生 涯 学 習 課 長 兼 ハートピア安八館長 今 村 厚 士	住 民 環 境 課 長 神 野 千 津
産 業 振 興 課 長 堀 康 信	税 務 課 長 梅 村 明 広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる
書 記 渡 邊 光 哲

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

百梅園のほうも今年は非常に暖かく、今イベントはやっておりませんが、まあまあ大変な人のにぎわいだというふうに思っております。

今年は、今日も非常に暖かいわけですが、気象情報によりますと桜も関東のほうではもう咲き出したということで春が、非常に梅と桜といろんな関係が一緒に咲いて、コロナも少し終息してきております。

今日のマスクに関しましては、私もこの挨拶の後取らせていただきますが、自由ということでやっていきたいと思っております。

ただいまから第1回安八町定例会2日目を開催いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回安八町議会定例会の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、2番 渡邊裕光君、3番 傍嶋邦博君に指名いたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

それでは、質問通告により発言を許します。

質問の御発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたします。それでは、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、5番 大平文雄君。

5番 おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、質問通告に基づきまして、私のほうから教育長に御質問させていただきます。

質問の事項といたしまして、不登校生徒とどのような関わりを見いだすべきかという、そういう非常に難しい問題でございます。よろしくお願いをいたします。

質問の要旨に入らせていただきます。長文になりますけれども、本当にお許しいただきたいと思っております。

この問題は非常にデリケートな問題であり、結論から私なりに思うところ、即効薬はないと感じております。

ここ数年、不登校生徒は増加しており、現在では、政府の発表による人数は全国で約25万人になり、安八町でも30人程度と伺っております。

不登校は、あまりにも複雑な生物である人間、ましてや子供、ましてや目に見えない心の傷を負っている子供のことで、それほど簡単に正解を導けるわけがないと思っております。

新型コロナウイルスの登場によりあらゆる場面において、我々は先の見えない社会を経験しています。また、正解がない社会を生きることを試されているのかもしれませんが。

昨今の不登校事情は、人数の増加を問題視する人も多いのですが、それは決してマイナスの側面ではないと思います。学校へ行けなくなるほどのストレスやプレッシャーを抱えて心のけがを負っている子供が増えているということです。もちろん増えていることは問題ではありますが、ただ、現在では、従来は休む選択はできなかった子供が年を追うごとに休む選択、不登校を選択することができるようになってきたわけと考えられます。逆に言えば、親から無理やり学校へ行かされるような事例や、子供が自分の身をも削って登校するケースが減少してきたと考えられます。

不登校の要因は、文部科学省のデータでは、「学校に要因があるもの」30%、「家庭に要因があるもの」15%、「本人に要因があるもの」49%となっており、もちろん要因には、相互間の複合的な要因も含まれていると思われれます。すなわち不登校の要因は複合的な要因であることを思えば、不登校生に対して、学校へ戻すという一律的な対応には限界があります。つまり不登校、それを何としても学校へ戻す、それが解決だという図式には限界があり、不登校という状況をまず受け入れること、つまり不登校のままでも居場所を確保できる環境づくりを進めるべきと思われれます。不登校のままでもいい、この感覚によって、子供は自己肯定感を損なうことなく過ごすことができ、結果的に心のけがは回復に向かうと思われれます。

学校の相談体制としては、ここ数年で子供、また親の相談相手として多くなってきたのがスクールカウンセラーの存在です。

スクールカウンセラーの導入は平成7年からですが、従来の活動は、不登

校すなわち学校へ戻すであったと思われます。しかしながら、スクールカウンセラーを配置しても解決できず、不登校生が増加の一途をたどりました。スクールカウンセラーと共にスクールソーシャルワーカーと関わる親も増えております。スクールカウンセラーが心理の専門家であるのに対して、スクールソーシャルワーカーは福祉の専門家、どちらも不登校などの心のけがを負った子供や、その家族に寄り添う役割を負っております。

平成28年に成立した教育機会確保法があります。これは学校へ戻すではなく、学校以外の学びの場を提供することを目的とした法律です。この法律が生まれた経緯は不登校が増えたからでなく、不登校生を無理に学校へ戻しても意味がないということが分かったからでございます。現場で子供と接している人であれば、学校へ戻らなければいけないという前提がどれほどに不登校生にとって苦しいものであるかをそばで見えていますので、このような方針転換はあまりにも遅いと感じる人が多いと思います。不登校生の進路としては、行政の法律が変わるとともに一昔前とは変わっています。この変化は不登校生が増えたからではなく、不登校をそのまま受け入れる体制になってきたのです。

不登校特例校、これは不登校生徒に配慮した学校です。すなわち学校指導要領にこだわらない柔軟なカリキュラムが正式に認められていることが特徴です。さらに全日制高校、オープン入試でございますが、これを単純に学力試験だけで判定します。出席日数など全く加味されないうで、不登校であることを気にせず受験に臨むことができます。通信教育、通信制サポート校も不登校生への配慮をした学校が増えています。

長々と不登校に対する思いを列記しましたが、現在の教育委員会として、現場、父母との接点に近い立ち位置にあり、決して不登校を放置する無責任を貫くことは許されません。ただし、正解が見えない中で、厳しい状況にあることは否めないうと思っております。

そこで不登校生徒との接点をどこに見いだすべきか、どのように関わりを持っていくべきか教育長のお考えを伺いたいと思います。これは正解はございません。考えだけをお聞きしていきたくと思います。よろしくお願います。

議長 教育長 青山桂子君。

教育長 大平議員質問の不登校生徒とどのような関わりを見いだすべきかについてお答えします。

大平議員御指摘のように、現在安八町では不登校児童・生徒は30人近くに上り、町内児童・生徒の2%に当たります。不登校は10歳の壁と言われる時期の小学校の高学年の時期に多くが現れます。不登校の要因の一つに、自分が客観視できるようになり、自分のよさが見いだせず他者と比較して劣等感に陥り、自己否定し、無気力な状態になりがちです。

そのような子供たちに早急な解決策があるわけではありませんが、学校では担任をはじめとし、教育相談担当者を中心としてケース会議を開き、スクールカウンセラーと面談を実施したり、福祉課とも連携した会議を開いたりするなど、学校とのつながりが切れることがないように一人一人に丁寧に対応できるようにしています。

また、学校には通いにくい児童・生徒の居場所を学校以外にもつくりたいという願いから、昨年10月からハートピア安八児童館内に不登校児童・生徒支援室ほほえみ教室分室を設置しました。3月現在、2家庭3名の不登校児童・生徒が利用しています。そのうち2年生の1人は、昨年中学校に入学してから一回も学校に登校していませんでしたが、10月に設置以来、11月からほほえみ教室を利用するようになり、毎週水曜日と木曜日に定期的に利用できるようになってきています。毎回父親と共に来室し、自分の得意なクラフトを制作したり、読書に親しんだり、自分で時間割を決めながら学習に取り組み、できる喜びや通う楽しみが持てるようになってきました。

この事例からも分かるように、何かきっかけがあれば家庭から外に出ることができるといことです。そのためにも不登校児童・生徒の家庭との連絡を途切れないようにしていくべきと考えています。

令和の日本型教育では、個別最適な学びが重要視され、今までもそうでしたが今まで以上に多様化する、複雑化する児童・生徒たちに丁寧に対応することが求められています。その具体的な方策として、次の3つを考えます。

1点目は、学校と本人や保護者との連絡を途切れさせないということです。家庭訪問や電話連絡、タブレットを活用したオンラインでのやり取りなど、現在も行っていますが、個別の悩みや相談、要望に応えることができるように丁寧な対応を行いたいと思います。そのために現在、町の費用で中学校区

に1人ずつ不登校児童・生徒に対応するほほえみ相談員を2名配置しています。この相談員による積極的なアプローチを今後も継続します。

2点目は、児童館内に設置した不登校児童・生徒支援室のさらなる充実です。今年度は年度途中からでしたが、4月からは児童館内のほほえみ教室分室に担当者を1人配置します。学校との連携を図り、気軽にほほえみ教室を利用できるように広く周知していきます。また、利用できるようになった児童・生徒には、勉強だけではなく対話を通して悩みに寄り添い、自分の得意とすることを見つけ出し、自分の将来を一緒に考える場にできればと考えています。

3点目は、保護者の悩みに寄り添うことにより不安定になりがちな家庭を安定させることです。そのために学校教育課でいつでも相談できる対応窓口を今後も引き続き実施します。

教育の究極の目的は、教育基本法に述べられているように人格の完成です。子供たちが自分のよさを見つけ出し、自分の力で変化する社会を生き抜き、よりよい自分づくりができるように今後も安八町の教育を推進してまいります。

以上、大平議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 大平君。

5番 ありがとうございます。

最後に1点目、2点目、3点目と非常に子供たちにソフトに対応する方策を述べていただきまして、ありがとうございました。

先日ニュースで、不登校生が最終的に国立大学まで入学、合格できたというニュースが書いてありました。中学校の頃は不登校で、それから内申もオール1、当然不登校だから内申1。それにもかかわらず、周りの環境の整備により学校へ通い、そして高校へ通い、そしてさらに国立大学がいいというわけではございませんが、そこまで進めたという、そういうようなことがあります。だから、不登校生を差別することなく、学力が駄目だとかそういうことじゃなくて、そういう環境をいかに整備していくかということが教育業界の課題でないかと思っております。よろしく申し上げます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 8番 岩田讓治君。

8番 私からは、こども家庭庁の関係でお話をいたします。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、当町のこども家庭庁はどかが担当ということで質問をさせていただきます。

来月4月1日から内閣府の外局といたしまして、こども家庭庁が発足いたします。

こども家庭庁は、これまで各省庁が別々に行ってきた子供政策の総合調整を行い、子供の視点に立った政策の司令塔として役割が期待されております。国の中では政策の一体化が高まったとして、実務を担う自治体がこれまでどおり縦割りのままであれば、その実効性は限られてしまいます。

こども家庭庁の設置と同時に、こども基本法も施行されます。この法律によって、自治体は地域における子供の状況に応じた政策の策定、実施をする責務が課されます。こども家庭庁が所管する事業には、認定こども園、保育園、幼稚園、いじめ対策、不登校対策、児童虐待防止対策、子供の貧困対策など多岐にわたっております。町長部局と教育委員会の連携が重要です。これを調整する部局づくりが求められます。

新しい担当部署をつくるのか、教育委員会の中に設けるのか、あと僅かで国のこども家庭庁は動き出します。当町の進捗状況はどのようになっておりますか。また、今後の子供目線での当町の目指すあるべき姿を町長はどのように考えておられますか、よろしくお願ひします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、岩田讓治議員の当町のこども家庭庁はどかが担当かについてお答えをいたします。

まず1点目の進捗状況についてですが、こども家庭庁が創設される背景や社会問題としては、深刻な少子化、児童虐待やいじめ問題、貧困問題、子供の低い幸福度、親の子育ての負担などが上げられます。これらの問題に対応するために、子供の最善の利益を第一として、子供の視点に立った当事者目線の施策を強力に進めることを目的といたしまして、これまでの縦割りを中心とした体制ではなくて、組織を横断した体制により有効的かつ迅速に取り組んでいこうというものであります。

当町におきましても、少子化対策などは、かねてより最重要課題として位

置づけております。しかし、多岐にわたる課題に対しましては、必要に応じて関係部署と連携はするものの、基本的には縦割りで対応が多くなっております。具体的には、福祉課の関係では、こども園の運営や子ども家庭総合支援センターでの各種相談への対応など、また教育委員会では不登校対策とか放課後児童クラブの運営など、また保健センターでは子育て世代包括支援センターを設置し、相談支援体制を整えております。このように各種課題へ有効かつ迅速な対応に努めておりますが、新たな施策の立案や支援体制の強化・充実を鑑みると、当町においても独立した組織の設置が必要であると考えております。

そこで、国が示すこども家庭庁の体制と主な事務にもたれて、庁内各部署で所掌する事務事業のうち、どの事業をこども家庭関係に移管し、またどの事業を連携させるのかという事業の整理をして、現在はその作業を終えているところであります。

新年度を目前にしておりますが、独立した組織、これは仮称ではありますが、こども家庭課の設置に向けて福祉課内に専任職員を配置し、国の動向を注視しながらどのような事務や事業を進めていくのかを検討する、これも仮称ですが、こども家庭担当を置き、おおむね1年で新たな組織の立ち上げに向け進めていきたいと考えております。

また、こども基本法に規定するこども計画の策定についても、今年の秋以降に公表される国のこども大綱及び県のこども計画を勘案して、策定に努めてまいりたいと考えています。

なお、担当をどこの所属に置くのかに当たっては、妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく支援・フォローしていくことが重要であるとの考えによりまして、また事務事業の面も考慮しまして、民生関係に置くことが最良であると考えております。

次に、2点目の質問、子供目線で当町の目指すあるべき姿を町長はどのように考えているのかについてでございます。

私は、常々子供は社会の希望であり、未来をつくる力であると考えております。未来を担う子供たちが健やかに生まれ、豊かな環境の中で元気に伸び伸び育ち、安八町を愛し、いつまでも住み続けることができるように地域全体の力で子育て家庭を支援する社会の実現、これが私の目指すあるべき姿だ

と思っております。それを実現するためにも、子供や保護者の皆様の御意見、御要望等をお聞きすることが基本になると考えております。その上で、未来を担う若い世代が安心して子育てができるまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、岩田譲治議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田譲治君。

8番 どうもありがとうございました。

よそのまちでは、もう既に以前からこども課とか、子供に関する課ができておるところがあるわけですね。安八町はそういう点では、まだまだこれから1年後ということでございます。できるだけ早くということをお願いをしたいというのが正直なところでございます。

町長からは、大変子供に対しての思いやりと申しますか、将来に向かっての希望、こういうものが一生懸命やっという気持ちで十分に分かったつもりでおります。引継ぎも十分、その辺りもしていただきまして、この思いをぜひとも共有いただきまして、子供のためによりよくお願いをしたいということをお願いいたしまして、私の一般質問といたします。どうもありがとうございました。

議長 9番 山中美恵子君。

9番 ただいま議長さんから発言のお許しをいただきましたので、私からは、2問質問をさせていただきますのでよろしくお願いいいたします。

それでは、初めに、子供たちの体力低下についての対応をとということで質問いたします。

コロナが流行し始めてから3年以上が経過をいたしております。その間、子供たちは屋外での行動に制限がされ、友達などと自由に体を動かして遊ぶことができなくなりました。このことにより、育ち盛りの子供たちの体力低下が心配されております。さらにバランス感覚の低下も、以上のように心配をされるところであります。そのことにより肥満になったり、心臓病や鬱病になったりするリスクが高くなるとも言われています。

そこで、低下した体力やバランス感覚を回復させるにはどうするか。例えば朝礼前の少しの時間に屋外の時間を設けるとか、昼休みに教室で身体を動

かす体操をすとか、体力回復を補っていく何かを考える必要があるのではないかと思ひ、教育課の質問といたします。

それから第2には、災害時の想定被害予測に対応するについてでございます。

南海トラフによる巨大地震が起こる可能性が、これからの30年間の間に70から80%という高い確率で発生すると予測されております。

今トルコでは、予想以上の考えられないような大惨事となっておりますし、3月11日は東北地震大災害から12年を経過いたしております。

そこで、安八町の災害時の被害予測を立てられたことはありますか、ないとしたら立てる必要があると思ひますが、どうでしょうか。

安八町は軟弱地帯であり、地震が発生した場合、液状化現象の発生が一番心配すると考えられております。家屋の倒壊、人命に被害が及んだときなどの被害想定に対して、どういった対応を行うのかというマニュアル等を整備する必要があると思ひます。

そこで提案いたします。防災課を新設してはどうでしょうか。それにより子供たちに災害教育をしたり、AEDの使い方を教えたり、防災意識を高めていけるのではないかと思っておりますが、お考えをお聞かせ願ひます。よろしく願ひします。

議長 学校教育課長 小林洋臣君。

学校教育課長 山中美恵子議員の子供たちの体力低下についての対応はの質問についてお答えをいたします。

令和2年3月よりコロナ禍となり、子供たちが運動する機会は大幅に制限をされてきました。さらに近年は夏の猛暑等の理由により、部活動や体育の授業がやむを得ず制限されることもあり、子供たちの運動の機会は減少してきております。

スポーツテストの結果に基づき、コロナ禍前とコロナ禍を比較すると、50メートル走、ボール投げ、シャトルランにおいて数値が低下をしております。

具体的には、安八町の小学校6年生の50メートル走では平均でプラス0.4秒、ボール投げでは平均でマイナス3メートルとなっております。また、平均体重を比較しますと、平成30年度における小学校6年生男子の平均体重は38.0キロであるのに対して、令和3年度は40.6キロとプラス2.6キロの増加

となっております。中学校3年生の男子の比較においても、平成30年が平均53.8キロであるのに対して、令和3年度は55.3キロとプラス1.5キロとなっております。女子においても同様に平均体重に増加が見られます。これらの結果からも、議員御指摘のとおり、安八町の子供たちの運動機会低下は、体力だけでなく肥満にも影響を与える大きな問題であると捉えております。

また、運動不足は精神面にも大きな影響を与えるものであり、不登校にもつながる深刻な問題であると捉えております。

現在の学校の対応として、小学校では20分休みを青空タイムと名づけ、休み時間に積極的に外で遊ぶことを推奨しております。また、児童会を中心として運動に関わる行事を企画し、ドッジボールや縄跳び大会を実施し、行事に向けて日々の運動機会を増やしております。

また、コロナ禍において、子供の運動不足の問題が懸念されている中、文部科学省からはACP活動、アクティブ・チャイルド・プログラムが推奨されております。このACP活動とは、運動嫌いな子供も積極的に体を動かすことができるよう運動に遊びの要素を取り入れたプログラムです。このプログラムは、安八町内の各小学校で準備体操として取り入れられており、運動の楽しみを感じ、自ら進んで体を動かす児童の育成に役立てております。

中学校では、令和3年度より、体育の授業はコロナ禍前と同様の授業カリキュラムを行うことができおり、部活動においても、ほぼ制約をかけることなく活動を行うことができしております。

今後もコロナ禍の運動不足解消に向けて、さらに各学校で工夫をし、より多くの運動の機会を設定し、運動のもたらす有効な効果について、子供たち自身が理解をしながら学校内外で進んで体を動かすことができる児童・生徒の育成に尽力してまいりたいと考えております。

以上、山中美恵子議員の御質問1に対する回答とさせていただきます。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、山中美恵子議員の2点目の御質問、災害時の想定被害予測と対応についてお答えをいたします。

安八町の災害時、これは水害、地震等でございますが、その災害時における被害想定については、安八町地域防災計画の資料編の中にまとめられており、これらの被害想定については、岐阜県が実施した調査結果を基に計画さ

れております。

当町における南海トラフ巨大地震の被害想定では、最大震度6弱、建物全壊棟数は440棟、死者数は若干名となっております。

また、南海トラフ巨大地震以外にも、安八町に影響があると想定される地震があります。その中で最も被害想定が一番大きいのが、養老―桑名―四日市断層帯地震であり、最大震度6強、建物全壊棟数1,000棟、死者数40人となっております。

山中議員御指摘のとおり、安八町内の地盤は、地震が発生すればほとんどが軟弱地盤であると考えられております。それらを分かりやすく町民の皆さんに周知するための地震ハザードマップ、これは平成20年3月に作成したものでございますが、そのハザードマップの改訂も急務であると考えております。

また、家屋倒壊については、発災後に家屋などの危険度判定、罹災証明書の発行業務を行うことが必要となります。その被害調査には、災害協定を結んでおります明治安田生命の御協力も得ることなどが可能と考えております。

倒壊家屋の解体時には、多くの災害廃棄物の発生も想定されますので、これにつきましては、平成30年3月に策定した安八町災害廃棄物処理計画をベースに進めていくこととなります。

全体的な復旧に向けたマニュアル、ガイドラインについては、令和3年3月に内閣府が作成した復旧・復興ハンドブックや、令和4年5月に国土交通省が作成した市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインなどを参考として、ソフト面での整備を進めてまいりたいと考えております。

今後安八町として、避難所となる公共施設の空調整備や自家発電設備の整備、また国土交通省と協議を進めております長良川の右岸堤防沿いの、これは中地区にあります、（仮称）安八南部防災拠点の整備など、災害に強いまちづくりのためのハード面での整備もさらに推進してまいりたいと考えております。

山中議員御提案の防災課を新設してはどうかという件につきましては、防災を専任とする部署を設ける意義は非常に大きいと思っております。防災対策は、まさに町の危機管理であると思っております。現在、総務課内に危機管理室

を設置させていただいております。この危機管理室の業務内容を強化・拡充し、町の防災・減災対策、お子さんを含めた住民の皆さんへの防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

防災に関しては、住民の皆様の日頃からの意識が大変重要となります。そのためにも小さい頃からの防災教育やAEDの機器などの取扱いに対する知識を持っていただくことが町の防災・減災対策にも大きく寄与するものであると思います。

以上、山中美恵子議員の2点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長 山中美恵子君。

9番 答弁ありがとうございます。

子供たちの体力低下、健全なる精神は健全なる身体に宿るとも言われておりますので、やはり発育盛りの子供が体重が増えてしまうということはあまりよくない。体力をつけるということが一番ですので、そういうことを念頭に置いて取り組んでいただきたいと思います。

それから、町長さんの答弁ありがとうございます。

これでよいということはないと思います。これから70から80%起きるよということとはもう起きるなということ念頭に置いて対策を取ることが大事ですので、危機管理室も今はございます、総務課に。けれども、あまり機能ができておるとは、私、あまり思いませんので、これからその会議を含めて、防災に対しても取り組んでいただきたいと思いますを思っております。

それから、全国的にぼうさい甲子園というところがあって、そういうことを応募するのが2,600校かあった中で、その子供たちが学校におったときに、避難するのに、階段なんかで何にもしていないとだ一っとして将棋倒しになってしまったりするのと、それからAEDを使うのに女の人だったら、ぱっと胸を出してやるということに抵抗がある。だから、そこには布をかけてやってはどうかというところが優勝いたしました。

そういうことから見ましても、やっぱり子供たちが、これから世に出ているんなことに遭遇しますので、そういうことに取り組んでいただきたいと思いますし、防災にしては、もし地震が起きたときは、

まず一番先に何をするかといたら、火元を切るということとブレーカーを落とす、そういう教育を一般の町民に徹底していくということがとても大事だと思いますよ。そのことによって火災を防ぐことが大いにあるということはニュースなんかでも盛んに取り入れられておりますので、そういう面からもいろんなことで危機管理で今やっていただくというようなお考えでございますので、取り組んでいただけたらありがたいなあという要望をもって、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 続きまして、4番 坂悟君。

4番 ただいま議長より発言のお許しが出ましたので、私からは子育て支援の見える化をということで質問をさせていただきます。

こども家庭庁関係の全体の安八町の取組については、町長のほうから先ほどの質問の中で答えていただきましたので、大まかなところは分かりましたが、詳細について若干質問させていただきます。

全国的に少子化がクローズアップされています。その中で、令和5年4月1日から正式にこども家庭庁が動き出します。各市町村には、子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点など、国の省庁で縦割りされていたものがこども家庭庁に統合一体化されます。また、各市町村には、こども家庭センター設置の動きが出てくると思われます。

こども家庭庁の取り組む大きな柱に、若い世代が結婚、妊娠、出産、子育てに夢や希望、喜びを感じられ、希望を見いだすことができるような取組を進めていきますとあります。

そこで、今後の安八町の取組方を伺います。2点ほどです。

1点目は、子供関係、国・県、安八町の各種支援が近年大きく拡充されてきていると思います。

一例ですが、先日の広報「あんぱち」3月号に掲載されている国の新しい支援、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金、出産応援給付金5万円、伴走型相談支援及び子育て応援支援金5万円とあります。また、安八町も昨年度に出産祝い金制度を見直し、第3子以降としていた対象者を第1子からとし、一律5万円の支給とすることになりました。

新年度の法改正で、出産育児一時金が42万円から50万円へ増額されたり、従来からの高校生の授業料支援など、国プラス県の独自支援などもあります。

刻々と改正される支援援助を一覧表にして、どなたにでも分かりやすく見える化してはどうかというのが1点目。

2点目、出産率が高いことで有名な岡山県奈義町では、いろんな子育て支援があります。その中に、子育てサポートスマイルがあります。生後6か月から小学校1年生の子供を対象に、一時預かり1時間300円という制度があり、町民の方に大変活用されていると紹介されています。

安八町にも同じような名前のファミリー・サポート事業があります。成功事例の奈義町を参考にして事業内容のさらなる充実を願いますが、担当課長のお考えをお聞かせください。以上です。

議長 福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 坂悟議員の質問、子育て支援の見える化をについてお答えさせていただきます。

来月国では、こども家庭庁が設置されます。子供に関する機能を一本化した上で、子供を取り巻く課題や問題に取り組んでいくこととされております。背景には深刻な少子化、児童虐待やいじめ問題、また貧困問題など様々な課題があるため、子供と家庭の福祉増進や保健向上などの政策を強力に進めるものでございます。

当町の子育て支援につきましては、主に福祉課や保健センター、また教育委員会で進めておりますが、基本的にはそれぞれの担当課での縦割り対応となっており、今後新たな施策の立案や支援体制の強化・充実を図るためには、独立した組織、(仮称)こども家庭課の設置が必要であると考えております。

さて、議員質問の1つ目、子供関係の各種支援を一覧表にして、分かりやすく見える化してはどうかについてでございます。

この各種支援については、福祉課での出産祝い金、また小・中学生、高校生世代の医療費助成、また来年度から予定しております新規事業の結婚新生活支援事業などをはじめ、保健センターの不妊治療費助成や企画調整課の移住支援等々がございます。これらの補助や助成制度につきましては、既に一覧表を作成し、広報「あんぱち」4月号に毎年掲載をしております。また、国や県の独自支援につきましては、申請窓口となる担当課でその都度御案内をしております。いずれにしましても、今後町民の方が広く、皆さん分かりやすいようにさらに工夫して、ホームページも含めて周知してまいりたいと

考えております。

次に、質問の2つ目、ファミリー・サポート事業のさらなる充実についてでございます。

岡山県奈義町の子育てサポートスマイルは、子育ての助け合い活動を行うもので、主に2つの事業でございます。

1つは自主保育事業でございます。未就園児を対象とした集団生活体験や親同士の交流活動のことで、当町においては、結と中央こども園の子育て支援センターで同様の活動を行っているところでございます。

もう一つは、一時預かり事業でございます。子育ての支援を受けたい人と支援ができる人による子育て家庭を応援する活動のことで、当町では議員言われるように、ファミリー・サポート・センターを指すものでございます。

当センターでは、小学校6年生までを対象としており、サポート会員による学校やこども園、また塾などへの送迎、そして学校終業後の預かりなど平日、土・日、祝日を問わず午前7時から午後7時まで利用することができ、両親が共働きしている子育て家庭への対応が取れていると考えております。

なお、このファミリー・サポート・センターにつきましては、町から社会福祉協議会へ事業を委託しておりまして、改めて町民の皆様にご案内いただけるよう、このたび新たにチラシを作成しておりまして、来月広報「あんぱち」4月号と併せて全戸配付する予定をしているところでございます。

いずれにしても、今後もこのファミリー・サポート事業はさらによくするように、他市町村の事例を参考にしながら工夫を怠りまいりたいと考えております。

以上、坂悟議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 坂課長のほうから小まめに説明していただきまして、ありがとうございます。

特に子育て支援は刻々と変わってきているという、多分今年もこども家庭庁ができて、いろんな支援が本格化されてくると思います。その内容をタイムリーに的確に安八町の該当される御家庭に届けるというのが非常に大切になってきますので、今回あえてそのお願いを兼ねて質問をさせていただきます。

した。

それと、ファミリー・サポート事業ですけど、ぜひともこれはもっと町民の方に分かっていただけるように、先ほどもパンフとかいろいろ作ってやっていただけるという話を受けて、非常に楽しみにしていますので、ぜひとも住みやすい安八町になるようお願いしたいと思います。

以上で私からの一般質問を終わりたいと思います。

議長 2番 渡邊裕光君。

2番 ただいま議長のほうからお許しをいただきましたので、私からはきれいなまちづくりをするためにというのを質問させていただきます。

安八町第五次総合計画の中に、便利で快適に暮らせるまちづくり、自然と共生した潤いのあるまちづくりがあります。揖斐川、長良川などの河川や輪中、田園風景などの景観は魅力ある町を構成する重要な要素です。揖斐川、長良川などでは川と海のクリーン大作戦があり、町民が清掃作業を行っております。

もう少し身近な中須川に目を向けてみると、河川敷にごみが多く、また袋ごと捨ててあるのもあり、カラスがつついたりするとごみが散乱しているのも見受けられます。また、他にも空き缶や家庭ごみが捨ててあり、何度拾ってもというような声がよく聞かれます。

そこで提案でございます。不法投棄やポイ捨て防止を今以上抑制するためにクリーンパトロール隊のパトロール回数を見直したり、ポイ捨て防止看板の設置箇所を増やしたりしてはどうでしょうか。また、今は各地域単位で行っているごみゼロ運動ですが、安八町クリーン大作戦として町民が一斉に清掃を行う日をつくってはいかがでしょうか。担当課長の方からお考えをお聞かせください。以上です。

議長 住民環境課長 神野千津君。

住民環境課長 渡邊議員の御質問、きれいなまちづくりをするためにについてお答えいたします。

道路や河川へのごみの散乱が至るところで見受けられます。議員御指摘の中須川においても例外でなく、町の主要河川であり、春には桜が咲き誇る名所でありながら残念に思うところがございます。お気づきいただき回収していただくこともお聞きすることもあり、また企業さんの御協力もいただき、

非常にありがたく思っております。悪質なものは警察に通報しておりますが、何とか対策を講じなければならないと思いつつも、有効な手段に思い悩んでいるところでございます。道路や川ののり面の除草など、できる限りの維持管理に努めてまいりますが、役場だけではできませんので、地域住民の方の御協力をいただきながら取り組んでまいります。

ごみの投棄は人々のモラルによるところも多いと思います。広報紙、広報無線、あんぱちナビ等での呼びかけや学校での環境教育などにも引き続き取り組んでまいります。

クリーンパトロール隊は、ごみのポイ捨て対策、環境美化推進を目的としてシルバー人材センターに委託し、毎週月曜日午前9時から11時までの2時間、幹線町道を中心にパトロールを実施しておりますが、ごみの回収だけでなく抑制につながるよう内容を拡充いたします。

また、ポイ捨て看板については、区長さんからの申請によりまして随時設置しております。

議員が提案された町一斉の清掃活動についても、全住民参加で実施できるよう区長さんとも相談しながら環境美化への意識の向上につながるように検討させていただきます。

以上、渡邊議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 神野課長、ありがとうございました。

大変分かりやすく説明していただきまして、ありがとうございます。

先ほど出ました中須川周辺のごみですが、スクールゾーンともなっておりますので、やっぱり子供さんたちが通っていくところが汚いということはいかんというふうに思っておりますので、早急に動いていただいて、きれいなまちづくりに心がけていただきたいというふうに思っております。

住みやすい町安八、またきれいな安八というのを目指していただきまして、これで質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 ここで暫時休憩を10分間取ります。11時10分までに議場へお集まりください。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時09分 再開)

議長 全員おそろいでございますので、再開をいたします。

一般質問を、それでは続けさせていただきます。

1番 石原英一君。

1番 私からは、水泳授業の方向性はということで質問させていただきます。

先ほどの一般質問でも出ていますけれども、少子化だったり多様化だったり、あとはICT化などの時代に対応し、予算や時間の配分を変えて新分野に回す学校経営というのが求められて久しくなります。

今後配分を考えなくちゃいけない一つに、学校のプール管理と水泳授業があるのではないのでしょうかというのが今回の質問の事です。

理由としては、大きく3つあります。

1つは、近年多くなっている35度以上の猛暑日だったり、あと雷雨、ゲリラ豪雨による水泳授業のスケジュール調整、そしてプール掃除や水質管理などの教員負担ですね、働き方改革からの視点で理由として1つです。

そして、2つ目、授業目的の一つ、水難事故防止の授業時期、本来であれば6月、7月というのはもう、7・8月水難事故が多い季節になります。本来であれば、その前にもう授業をやっておきたいというのが1つ、授業時期の課題があります。

そしてもう一つ、これが大きいと思います。予算面、水道料金、下水道使用料というのは今減免措置があって、それでもやっぱり年間数百万単位の負担があり、それに加えて修繕費、この維持管理費も大きいです。現在、東安中学校ではプールサイドの状態が悪く、けがをしないように応急措置で対応していて、もしこれが今後改修となれば費用は莫大になります。

まだ水泳授業の国の調査データは出ていませんが、全国では老朽化に加え、維持費や教員負担の観点から校外の民間プール利用の増加など、やはり1学校1プールを維持していく難しさというのがここ数年浮き彫りになってきています。

岐阜県内でいえば、記憶に新しいのが令和2年、長良小学校のプールですよ。これは賛否両論があって二転三転して、結局プールは建設されましたが、様々な側面から考えるきっかけになりました。

近隣の市町村でいうと、もう既に動きがあって、大野町は校外の施設ゆ〜

みんぐを利用していたり、海津市はプールの老朽化で使えなくなっている学校では、体育館でマットの上で実技を行う学校だったりとか、あと指定管理者制度のプールで専門インストラクターによる指導を受ける学校と対応が分かれています。

移動時間など課題も多いですが、費用、天候によるスケジュール調整、先生の負担の観点で考えると、ゆ〜みんぐなど外部の民間施設を利用する、もしくは複数の学校で1つのプール共用を検討してはいかがでしょうか。将来を見据えた安八町の水泳授業に対する教育長の見解を求めます。

議長 教育長 青山桂子君。

教育長 石原議員の水泳授業の授業の方向性についての質問についてお答えします。

現在、町内5校の学校では1校に1つのプールを備え、水泳の授業を行っています。石原議員御指摘のように、5校のうち結小学校のプールと東安中学校のプールでは、一部テープを貼るなどの応急処置を施しながら使用している状況です。

そこで、現在使用している学校プールと民間施設を利用した場合を次の2点から検討しました。

1点目は費用面です。

令和4年度1年間にプールにかかった水道代、電気代、薬剤などの維持費用は、1年間でどの学校でもおよそ50万円から80万円です。1人当たりになると、牧小学校以外の4校では年間1人当たり2,000円程度です。牧小学校では児童数が少ないので1人当たりが7,000円程度になります。利用日1日当たりになりますと、1日3万円から4万円となります。また、近隣市町の屋内プールを利用すると仮定して試算しますと、バスの利用料と施設利用料を合わせて1人当たり年間2,750円が見込まれます。年間としましては、85万円程度かかります。

かかる費用だけを比較しますと、若干ですけれども牧小学校以外では各校のプールを利用したほうが、若干ですがコスト削減になります。しかし、現在プールの下水道使用料を町より補助していただいておりますので、それを加味しますと民間施設を利用したほうがコスト減にはなると言えます。

2点目は、それぞれの施設のよさです。

学校にある屋外プールは雨天時や高温注意報が出ている場合は、児童・生徒の健康面から使用が制限されるというデメリットがあります。しかし、教室から近く、小学校の低学年の子も安全に利用しやすいプールの構造になっています。一方、民間の施設は、天候に左右されることなく熱中症の心配も要らず、夏に限らず一年中使用できるというメリットがあります。しかし、公共施設の性質上プールが深く、小学校の低学年の子が利用できるコースが制限されているというデメリットがあります。

これらの視点から考えますと、現在、町内の学校プール建設後25年から35年の間に、プールが建設されてからたっており。現在は、応急処置を施しながらですが、何とか使用できる状況になっています。どのプールも建築費用を1億円以上かけて建築されており、学校施設を有効的に活用するには、学校教育の充実の点からも大切にしていきたいなと考えるところです。

しかし、今後さらにプールが老朽化して改修や改築が必要になったり、少子化が進んで1人当たりにかかる費用が増額したりする場合には、民間施設の利用を含め、対応策について検討すべきと考えています。

なお、牧小学校については、今後少子化が進み、複式の学級が現れる状況になりますと名森小学校での合同授業なども検討すべきかなあと考えています。

いずれにしましても、学校施設のプールを使用した水泳の授業は、学校教育の充実や児童・生徒の健康増進の点からも、今後も安心・安全に継続できるように学校と連携して最善の対応をしたいと考えております。

以上、石原エイイチ議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原議員。

1番 分かりやすいデータでの回答をありがとうございました。

今ので納得はしました。ただ、将来的なことを見据えてということのお話もいただけたので、今後はやっぱりいろんな、最初申し上げたように少子化、多様化、ICT化などでどんどんお金がかかってくるころとか、あとスリム化しなきゃいけないところはスリム化ということを念頭に置いて、弾力性のある学校運営をしていっていただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 3番 傍嶋邦博君。

3番 それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、私からはゴルフ場について質問させていただきます。

令和4年第1回定例会の議第20号、一般会計補正予算（第9号）において、ゴルフ場の未払い賃料と損害賠償金合計5,272万円が可決され、昨年3月に地権者の方への支払いが完了いたしました。そのときの総務産建常任委員会の中で、町長は、今回地権者に支払う未払い賃料と利息分は一般会計から出しますが、次期業者に有益費を支払っていただき、その中から未払い賃料と利息分を差し引き一般会計に戻す予定です。もし欠損が出た場合は、町長御自身が責任を取りますという内容の説明をされました。

また、私からの一般質問の答弁で、町長は、今私、町長に課せられている最大の課題は、新しい事業者へ事業をスムーズに継承させていくことです。そして、今回町費で補填する未払い賃料、遅延利息について、町の会計へ戻入れできるようにすることが町長に課せられた大きな課題です。これを最優先に取り組んでいきたいと考えております。何度も申し上げておりますが、全責任を負う覚悟でございますとおっしゃいました。

あれから1年が経過いたしました。そこで町長に3点お聞きいたします。

まず1点目は、賃料と利息5,272万円についてお聞きいたします。

あれから1年が経過いたしますが、いまだ一般会計に空いた穴5,272万円が埋まっていないと存じておりますが、どのような方法でいつ戻入れがされるのでしょうか。

2点目は、町長御自身が最大の課題とおっしゃった新しい事業者へのスムーズな事業継承についてですが、これについても1年が経過したにもかかわらず、いまだゴルフ場の再開がなされていないと存じておりますが、今後の見通しはどうなっているのでしょうか。また、今までのこの1年間にスムーズな事業継承のため、どのような行動を取られたのか教えてください。

3点目は、町長がおっしゃった全責任についてお聞きいたします。

我々議員は、町長が全責任を負うという言葉に信じて5,272万円の支払いに賛成をし、可決いたしました。町長がおっしゃった全責任とは一体何だったのでしょうか。責任の内容とその責任を取られる期日を教えてください。

町長が昨年12月に引退を表明され、公の場で質問できる機会は今回で最後

となりました。誠心誠意議員の皆様や町民の皆様が納得できる御答弁をよろしくお願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 傍嶋議員の回答に入る前に、先ほどの質問で、石原英一議員のお名前を教育長が間違えてしまいました。すみません、申し訳ございません。

それでは、傍嶋邦博議員からの質問、ゴルフ場についてお答えをいたします。

先ほどから質問にもありましたように、就任以来12年がたちまして、本日の定例会が最後の定例会でございます。

就任以来様々な課題、難題が山積をいたしておりました。墨俣下水の問題、スマートインターチェンジの問題、いろんな問題がございました。特に一番心悩ましかったのがこのゴルフ場の問題でございます。それも今、最終局面に来ていると思っております。

1点目の御質問の5,272万について、どのような方法でいつ戻入されるのかという点につきましては、結論から申し上げますと、ゴルフ場の現事業者から支払われる有益費によって調達し、一般会計に戻入する方針です。また、その時期については今のところ未定でございます。その理由につきましては、ゴルフ場に関わるこれまでの経緯について御説明した上で、述べさせていただきます。

そもそも町が支払った5,272万円につきましては、町とゴルフ場地権者との間の賃貸借契約に基づいてお支払いした、過去4年間の未払いになっていた賃料と遅延に伴う損害金であります。一方で、この土地に関して、町とゴルフ場の前事業者との間で賃貸借契約が結ばれていましたので、同じ額の賃料並びに遅延損害金が支払われるべきでありましたが、結果的に支払われることはありませんでした。また、前事業者は破産手続の申請を行い、その手続が開始されたので、この未払い賃料については、裁判所の監督下において破産整理に当たる破産管財人の下、町が保有する債権として取り扱われました。

一方で、破産財団において前事業者が畑からゴルフ場を造成し、その価値を増加させたことにより、前事業者には民法上規定される有益費が認められると判断されました。その結果、裁判所の決定により、町が有する債権と有

益費とを相殺することになったのでございます。

その有益費は、第一次的には、訴訟手続を経て土地明渡しを受けた町が支払う立場にあります。町がゴルフ場経営をするわけではありませんので、最終的に有益費は実質的にゴルフ場を利用し、そのことにより利益を得る者、つまりゴルフ場を利用、活用する現ゴルフ場事業者が負担すべきものであります。つまり未払い賃料などである債権が有益費と相殺されたわけでございますので、現事業者が支払われる有益費によって、昨年支出した賃料などを一般会計に戻し入れるべきものと考えております。

しかし、様々な原因により、ゴルフ場の営業再開にまで至っていないことから、有益費に関して現事業者と具体的な協議に入っておりません。今後、営業再開の状況を見て早期に協議に入り、有益費の受入れと一般会計への戻入れを行いたいと考えております。

2点目の質問、今後の見通しと事業継承のためにどのような行動を取ったのかについては、まずゴルフ場再開の見通しにつきましては、営業再開に向けて残された課題は、土地の提供に応じられない1名の方が現在もその態度を硬化されたままであることと、国土交通省に対する申請に対して使用許可がスムーズになされることとあります。いずれの課題も解決策を日々模索中ではありますが、こうした問題点を残しつつも、何とか早い段階で再開が実現するのではないかと考えております。

また、スムーズな事業継承のための行動につきましては、ゴルフ場経営を継承する事業者の候補を選定させていただいた後、昨年4月、全地権者の方を対象とする地権者説明会を開催し、地権者の皆様に、この候補者を次期事業者として正式に決定させていただきました。

その後、次期事業者と地権者との直接の賃貸借契約を結んでいただきましたが、契約になかなか応じられなかった方が数人見えたことから、町といたしまして、これらの方に対して御理解をいただくため、幾度となく説明をさせていただく機会を設けました。その結果、1名の方を残して御協力をいただきました。

また、ゴルフ場が河川敷にあることから、河川法の規定により国土交通省の使用許可が必要とされます。この申請に関しまして町として、できる限りスムーズに申請がなされる、そして許可されるよう関係機関への働きかけを

行ってきたところでございます。

3点目の質問、私の全責任についてですが、このゴルフ場問題は私に課せられた大きな責任であり、全責任を負う決意であることは変わりません。一日も早く解決するために、今後も最大限の努力をしてまいります。

昨年3月に、議会の承認をいただいて支出させていただきました5,272万円については、先ほどの1点目の質問に対してお答えをしたとおり、全責任を持って対応していく所存でございます。私の町長としての任期は2か月を切り、残された時間は決して多くありませんが、任期ある限り、全力でこの問題の解決に向けて取り組んでまいりますので御理解を賜りたいと思います。

以上、傍嶋議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

今から1か月半ぐらい前に、財産状況等報告書第3回、2023年1月18日のものをちょっと入手いたしました。

町長の先ほどの説明のとおり、その書類の報告事項、甲乙勘定有益費についての中で、有益費については5,790万2,605円で和解をした。安八町としての債権、未払い賃料と遅延損害金は4,298万2,325円。

安八町は対当額で相殺する旨の意思を表示し、相殺後の1,492万280円については、安八町で所定の手続を得た上、令和5年3月末頃に支払う予定であると通知してきたとの記載がありました。

そこでちょっと3点、再質問いたします。

まず1点目は、安八町が地権者に支払った賃料と利息は5,272万、先ほどから申し上げていますが、こちらは記載されている債権者集会で報告されている安八町の債権、先ほど町長も申し上げられた債権ですね、こちらは未払い賃料と遅延利息は4,298万2,325円となっております。この差額約973万円は何なんでしょうか、説明を求めます。

あと、2点目の有益費5,790万2,605円についてお聞きします。

今現在、新しい事業者がゴルフ場を再開し、経営をしているのであれば話は分かるんですけど、いまだ経営されず、いつから再開できるのかちょっと分からないような先ほど御回答いただきました。

そこで、新しい事業者の方に経営できていないのに有益費を求めること自体が何かちょっと非常識に思えて仕方がないのですが、私の中では。有益費の和解の際、例えばその経営再開ができなかったら有益費は払わないよとか、そういう条件をつけることというのはできなかったのでしょうか。そういった条件付加ができなかった理由と、経営すらできていない事業者への有益費の請求が法律上問題ないのかというところをちょっとお聞きいたします。

あと、3点目なんですけど、その財産状況等報告書に記載されていた有益費の差額1,492万280円を令和5年3月末頃に支払う予定であるという通知についてお聞きいたします。

今月末というようなことなんですけど、これは令和5年1月18日時点において、この通知は既に発行されていたものと考えますが、この2か月間、臨時議会や全員協議会等報告できる機会が何度かあったにもかかわらず、いまだ議会において、今回、今町長の答弁で初めて説明がちょっとされました。これは議会軽視と言わざるを得ません。支払う予定がもしあるのであればいつを予定日としているのかと、今まで議会に説明がなかったのは次期事業者ができていないからというのが理由なのかなあとは思いますが、議会へ説明がなかった理由を教えてください。お願いします。

議長 町長でいいんですか。

町長 堀正君。

町長 それでは、傍嶋議員の再質問に対しまして回答させていただきます。

ちょっと順不同になります。

有益費の請求については、当然ながら当たり前の権利だと思います。問題ないと思っております。

また、説明する機会が今までなかったということにつきましては、なかなか進展がない状況の中で、議会の皆様方になかなかそういう説明をするものがないということで、それは控えさせていただいておったところでございます。

そして、有益費の関係は5,790万ということで確定をいたしました。そして、そこから相殺される未払い賃料と遅延損害金として4,298万円の債権、これは事業者側の債権でございます。差引き1,492万というのは、町が破産財団として払わなければならないということでございます。

その支払い時期につきましては、当初3月末を目安にしておりましたが、なかなかゴルフ場の現事業者による営業再開がまだ始まっておらず、したがって現事業者が支払う有益費については協議がなされていないということで、現段階ではまだ支払うことができない状況でございます。そうした事由につきまして、破産管財人につきまして説明し、支払い時期については延ばしていただくよう申し入れております。おおむね御理解いただいているところでございます。

ちょっと正確に傍嶋議員の質問に対して回答できたか分かりませんが、取りあえず回答とさせていただきます。また再質問を受けます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋君、よろしいですか。これは一応議場では2回となっておりますので、これが最後の質問になりますのでよろしくをお願いします。

3番 失礼いたします。

先ほど町長の御回答の中で、有益費については、時期は支払いのほうも分からないと、今月末ではないというような形なんですよねというところなんです。あと先ほど町長のお答えの中で、私がお話ししていた1点目の町が地権者に払った5,272万円と債権者集会で決まっている債権の4,298万のその差額がちょっと、御回答で私ちょっと理解できませんでした。その点についてだけは、ちゃんと答えていただきたいなというふうに思います。

昨年3月に町長が御自身おっしゃったとおり、このゴルフ場問題の最大の課題というのは、新しい事業者への事業継承が一番の課題だと私は思っています。水面下での調整がうまくいくのであればよいんですけど、そんな簡単に進むような話ではないということは、ここにいる全員が多分理解していると思います。お言葉ですが、そんな大きい問題を相談もせず、しかも経過報告すらずっとなしに進めていこうとする、この町の姿勢が問題解決の足かせになっているんだと本当に気づいていただきたいです。幾度となく申し上げておりますが、ちゃんと話合いを持ってください。

今私に言えることというのは、その新しい事業者の方と契約を結んでいただけない地権者の方、その方の要望をしっかりと聞いていただいて、それを理解してお互いが歩み寄れる話合いの場を持っていただくしかないのかなあというふうに思っております。法律をもって解決することも時には必要など

きもありますけど、それは私自身、最終手段だと思っています。町長はよく、すぐにそのステージを選んだりすることがあるんですけど、それは町の信頼を失墜させて、心ない町政を生んでいくと理解していただけたらと思います。

私からの再質問は2点、先ほどの差額について1点と、今後、この新しい事業者と今契約を結んでいただけないその地権者の方との話合いの場をつくることに御尽力をちゃんとしていただけるかどうかというところをお聞きしたいです。お願いします。

議 長 調整監、よろしくお願いします。

調整監 再々質問の1点目について、差額について説明をさせていただきます。

5,792万、これについては、町と全地権者との賃貸借契約に基づいて支払ったものですが、これの時期については、毎年度といたしますか、6月1日が始まりです。5月31日が終期です。これが1年というふうに計算をしております。ですから、4年間の未払い賃料と遅延損害金ということで5,792万です。それはいつまでの賃料かといいますと、昨年令和4年5月31日までの賃料と遅延損害金になります。

ただ、この有益費、相殺される5,272万、何でここまで減額になったかといいますと、相殺される債権というのは、我々が債権を持っているのは、当初5月31日まで前事業者が使っているというふうに解釈しておりましたが、令和3年10月27日に裁判所の申請に基づいて強制執行を実施しました。ということは、つまり前事業者は令和3年10月27日までしか使用しておりません。よって、10月28日から令和4年5月31日までは町だけが使用したことになります。ですからその分が減額されたと、当然遅延損害金も減額されております。そういうことで破産管財人のほうと町が納得して金額を決定いたしました。以上が経緯です。

議 長 町長 堀正君。

町 長 140名ぐらいの地権者の中で、1人の方が土地の提供につきましてかたくなに拒否をされております。裁判所のほうにも土地を提供しないように訴えておられると聞いております。

裁判のことにしましては、町は直接の当事者じゃありませんのでコメントする立場にはございませんが、その反対しておられる方に対しては、町といたしましても何とか協力いただきたいということで、様々な機会、チャン

ネルを通じて協力いただけるようお願いしているところがございます。何とかして御理解いただけるように、これからも努力していきたいと思っております。

議長 はい。

3 番 質問ではないです。

町長の在任中に責任を持って、ちゃんとした話合いにて問題解決していただきますことをお願いしまして、私からの一般質問を終了します。まだ質問したいことがいっぱいあるんで、またそれは説明の際に聞かせていただきます。答弁は要りません、以上です。

議長 以上で一般質問を終わります。

議長 それでは、日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に、議会改革特別委員会が開催されました。

報告を求めます。

議会改革特別委員長 坂悟君。

4 番 これより、議会改革特別委員会の報告を行います。

本委員会における事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 日時、令和5年3月6日月曜日、午後3時40分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果、令和5年度議会報告会を開催することに決定しました。

対象、こども園保護者会連合会役員、日時、令和5年4月28日金曜日、こども園保護者連合会役員総会終了後。その他、当日使用する報告書用スライドの内容について協議しました。

少数意見の留保の有無、ありませんでした。

その他、ありません。

以上で報告を終わります。

議長 以上で特別委員会報告は終わります。

議長 続きまして、日程第4、常任委員会報告を行います。

日程第5、議第9号から日程第28、議第32号までの両委員会委員長より報告を求めます。

民生文教委員長 坂悟君。

4 番 これより、民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和5年3月8日水曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部全員出席。

付託事件及び審査の結果、議第12号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第13号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第14号 安八町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について、議第15号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第16号 安八温泉保養センターの設置に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第17号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議第20号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第21号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）は、当委員会の関係分を審査しました結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第22号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第23号 令和5年度安八郡安八町一般会計予算については、当委員会の関係分を審査しました結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第24号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第25号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、議第26号 令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、議第30号 指定管理者の指定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保、ありません。

その他、委員会現地視察は、登龍中学校のタブレット端末を使用した授業の様子と安八温泉の改修箇所、役場玄関ロビーに設置された証明書自動交付機を視察しました。以上です。

議長 総務産建常任委員長 西松巖君。

6 番 総務産建の報告をします。

安八町議会議長 渡邊明博様。

総務産建常任委員会委員長 西松巖。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、令和5年3月9日、午前10時から。

出席者、委員全員出席、関係執行部は、渡邊税務課長補佐が欠席のほか全員出席。

3. 付託事件及び審査の結果、議第9号 安八町個人情報保護法施行条例制定について、議第10号 安八町個人情報保護審査会条例制定について、議第11号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、議第18号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について、議第19号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第21号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）、議第23号 令和5年度安八郡安八町一般会計予算、このうち当委員会の関係分を審査しました結果、全員一致で原案どおり承認しました。

議第27号 令和5年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第28号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、議第29号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議第31号 町道路線の廃止について、議第32号 町道路線の認定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

4. 少数意見の留保はありませんでした。

その他、委員会現地視察は、牧の圃場整備の工事箇所を視察し、県の担当者から詳しく説明を受けました。また、工事中的名神高速道路のり面の一時避難場所のうち、完成しているA-2工区について現地確認を行いました。

以上、報告とさせていただきます。

議 長 以上で常任委員会報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後は13時30分より再開いたしますので議場へお集まりください。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時28分 再開)

議 長 それでは、再開をいたします。

議 長 日程第5、議第9号 安八町個人情報保護法施行条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第10号 安八町個人情報保護審査会条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第11号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第12号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第13号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第14号 安八町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、議第15号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第12、議第16号 安八温泉保養センターの設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第13、議第17号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第14、議第18号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第15、議第19号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第16、議第20号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第17、議第21号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第18、議第22号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第19、議第23号 令和5年度安八郡安八町一般会計予算を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第20、議第24号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第21、議第25号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第22、議第26号 令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計
予算を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第23、議第27号 令和5年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題と
いたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第24、議第28号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予
算を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第25、議第29号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第26、議第30号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第27、議第31号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第28、議第32号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は原案どおり可決しました。

議長 日程第29、議第33号 安八町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

議会運営委員長 岩田讓治君。

8 番 議案書13ページをお願いいたします。

安八町議会の個人情報の保護に関する条例制定について、朗読並びに提案説明をさせていただきます。

発案書。議第33号 安八町議会の個人情報の保護に関する条例制定について。

安八町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり発案する。

令和5年3月16日提出。提出者、安八町議会議会運営委員長 岩田讓治。

安八町議会議長 渡邊明博様。

提案理由を申し上げます。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から法の適用を直接受けることとなります。

改正後の個人情報の保護に関する法律においては、国会や裁判所が保有する個人情報の適用外とされており、その整合性を図るため、地方公共団体の議会についても適用対象から除外されることになりました。

したがって、安八町議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関して、必要な事項を定め、個人の権利、利益を保護することを目的とした新たな条例を制定する必要があることから、安八町議会におきましても個人情報保護に関する条例を制定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 議第33号について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は原案どおり可決しました。

〔「議長」の声あり〕

議長 大平文雄議員。

5 番 選挙への町長の関わり方の件ということで緊急質問させていただきたいと思っております。同意の上、この際、日程に追加して発言を許していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 ただいま大平文雄君から緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、発言を許されたいとの申出がありました。よって、大平文雄君の緊急質問の件を議題として、採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

本件に同意をすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長 全員の起立であります。したがって、大平文雄君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第30として発言することは可決されました。

議長 追加日程第30、緊急質問を行います。

大平文雄君の発言を許します。

5 番 大平文雄君。

5 番 議長のお許しをいただきまして、私のほうから、選挙に対して町長としての関わり方についてお伺いいたします。ちょっと厳しい表現があるかもしれませんが、その辺のところお許しいただきたいと思っております。

昨年12月の定例会で、堀町長の4期目の意向について一般質問しました。回答は3期の今限りで引退する、さらに後継者については全く考えていない、決めるのは町民の皆さんと、今となってはうそと欺瞞に満ちた答弁をされております。

数日前、ある町内家庭を暗闇の中、隠れるようにこそこそと訪問、しかも町長1人でなく来る選挙の、選挙といいますと町長選挙ですね。来る選挙の立候補予定者のN氏と同行して行動してみえました。こういう事前にアポイントを取りながら、立候補予定者と何時何分に伺いますから家庭にいてくださいねというアポについては、私は直接数件聞いております。

3月15日、昨日午前8時、町長に電話で確認したところ、それは長年お世話になった方にお礼訪問だと言われました。その前、3月15日午前7時ちょうどです。立候補予定者にも事実関係を伺ったところ、今後も町長と同行訪問する旨の回答を得ました。その立候補予定者は、私ほうそは言いませんとはっきりと明言されました。この2人の言い訳の矛盾をどのように説明されますか。

公務員等の地位を利用する選挙活動の禁止、公職選挙法第136条2の関係があります。すなわち全ての公務員、一般職、特別職に関わらず、選挙運動禁止に明らかに該当する可能性が高いと思われます。罰則規定は2年以下の禁錮または30万円以下の罰金、公職選挙法第239条の2項に該当します。

長年お世話になったお礼であれば、退職後堂々に行えばよいのではないですか。さらに立候補予定者との言い訳の矛盾点をどのように説明されるか。

以上、まず2点について明確な説明をお伺いいたします。よろしく願います。

議長 町長 堀正君。

町長 大平議員の質問に対して、お答えします。

残りの任期が少なくなってきた中で、長年私自身が大変お世話になった方々に最近お礼の挨拶を始めております。そこに後援会活動を目的とする者を同行させた、これは事実でございます。

この行為が法律に抵触するかどうか、これは難しい問題だと思います。ただ、やはりそれ以前のところで、私自身問題があったと考えております。細かいところは矛盾点とかはちょっと私もよく分かりません。どこに矛盾点があるのか分かりませんが、結論といたしまして、今後そういった同行は一切させません。

やはり町長として公職にある者は、片一方に偏るようなことは絶対してはならないと思っております。やってはいけないことだと思っております。何

よりも一人一人を平等に接することが何よりも大切だと思っております。

大変不審な思いを抱かれたことと思います。大変御迷惑をおかけいたしました。そのことに対しまして、心からおわびを申し上げます。結論といたしまして、今後一切同行はさせません、いたしません。

以上で私の思い、考えとさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

5番 今町長は矛盾点は見当たらないとおっしゃった。町長が言ってみえるお礼の挨拶とN氏が言ってみえる町長を同行してアポを取って家庭訪問するということは誠に矛盾点があると、これについては町長も御存じのように、昨日の午前8時に伺っておるはずです。そのときに町長は言われました。その前の1時間前、7時にもN氏に聞きました。その辺のところは矛盾点でございます。

ちょうど6年前、町長はN氏について、副町長人事案件を全員協議会で提出されました。そのとき私は何と言ったか。これは行政の私物化だと言いました。それを踏まえて、6年間過ぎて、今日のこの町長選挙に至る過程を踏まえて、町長の立場が前と全く変わっていないと、そういうふうに痛感しておるところでございます。町長の任期中に解決しない案件はまだ山積しています。そのような職責を果たさず、選挙の事前活動と疑わしい行動を取るならば、任期を待たずに辞職してもいいんじゃないですか、どうですか。

議長 町長 堀正君。

町長 基本的に、そのアポを取って訪問するという事は一切取っておりませんので、そこがなぜ食い違ふのか私自身分かりません。決してアポとか、そんな計画どおりの動きではございませんので、そこだけは間違いないと思えます。

私の任期につきましては、令和5年5月5日が任期満了でございます。それまで誠心誠意務めさせていただきたいと思えます。その中で残された課題について、解決できますように一生懸命努力をさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

5番 質問ではなく意見として申し上げます。

町長として任期を全うするという事です。辞職する度胸も勇気もない、そういうことでございます。

今般の一連の行動は、既に多くの町民が知っております。あちらからこちらからも町長とN氏との同行訪問が聞こえてきます。辞職はされないということですが、このような行動につきましては、今まで12年間の町長の晩節を汚し、今後長きにわたり重荷を背負った人生を歩まなくてはならないことを忠告いたしまして、私の質問を終わります。以上です。

議長 緊急質問を終わります。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和5年第1回安八町議会定例会を閉会します。

(閉会時間 午後1時55分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月16日

議 長 渡 邊 明 博

議 員 渡 邊 裕 光

議 員 傍 嶋 邦 博